

第 10 次厚木市総合計画 第 1 期基本計画（案）

令和 2（2020）年 12 月
厚木市

本計画（案）の構成は次のとおりになります。

- ① 第 1 期基本計画の策定について P. 1～P. 10
- ② 第 10 次厚木市総合計画 基本構想（抜粋） . . P. 11～P. 14
- ③ 第 1 期基本計画（案） P. 15～P. 137

パブリックコメントの対象は「③ 第 1 期基本計画（案）」（P. 15～
P. 137）になります。

※「① 第 1 期基本計画の策定について」及び「② 第 10 次厚木市
総合計画 基本構想（抜粋）」については、第 1 期基本計画の策定に
係る説明等になります。

目次

1	第1期基本計画の策定について	1
1	計画策定の趣旨	2
2	総合計画とは	2
3	計画の構成と期間	2
4	計画策定の視点	3
5	計画策定に当たって	3
	(1) 人口・財政・社会環境に関する事項	3
	① 人口減少社会の到来	3
	② 超高齢社会の進展	4
	③ 財政の状況	4
	④ 新たな感染症の脅威	5
	(2) まちづくりに関する事項	5
	① 自然災害への対応	5
	② 経済・産業構造の変化	5
	③ 交通環境の変化	6
	④ 環境問題への対応	7
	⑤ 社会資本の老朽化	7
	⑥ 広域交通ネットワークの整備	7
	⑦ 市民協働の進展	8
	⑧ SDGs への取組	8
2	第10次厚木市総合計画 基本構想（抜粋）	11
1	基本構想について	12
2	将来都市像	12
3	計画期間	12
4	将来の目標人口	12
5	土地利用の方針	12
6	将来都市像の実現に向けた ^{おも} 思い、基本姿勢	13
	(1) 私たちが大切にしたい思い	13
	(2) まちづくりの基本姿勢	13
7	まちづくりのビジョン	14
3	第1期基本計画（案）	15
1	第1期基本計画の概要	16
	(1) 計画期間	16
	(2) 進行管理	16
2	重点項目	17
	(1) 位置付け	17

(2) 設定の背景	17
(3) 三つの重点項目	17
3 施策体系	18
4 まちづくりのビジョン別プラン	20
1 命、財産を守り抜くまち	20
1-1 災害に強いまちの実現	20
1-2 消防力の充実・強化	24
1-3 セーフコミュニティの推進	26
2 支え合い、生き生きと暮らせるまち	30
2-1 住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちの実現	30
2-2 子育て環境の充実	34
2-3 健康寿命延伸の推進	38
2-4 多様性の尊重と平和都市の推進	42
3 夢や希望を持ち、自己実現ができるまち	46
3-1 学校教育の充実	46
3-2 地域での学びを支える社会教育と生涯学習の推進	50
3-3 文化芸術の振興	54
3-4 生涯スポーツの振興	56
4 人が集い、交流し、新たな価値を生むまち	60
4-1 誰もが生活しやすいコンパクト・プラス・ネットワークの推進	60
4-2 魅力ある中心市街地等の形成	64
4-3 地域の個性をいかした魅力あるまちの実現	68
4-4 産業・商業の振興	70
4-5 安心して働くことができるまちの実現	74
4-6 観光の振興	76
4-7 シティプロモーションと定住促進	78
4-8 農業・林業・水産業の振興	82
5 環境に優しく、自然と共生するまち	86
5-1 地球温暖化対策の推進	86
5-2 未来へつなげる循環型都市の実現	88
5-3 自然との共生の推進	90
5-4 緑豊かで美しいまちの実現	92
5-5 河川と共生するまちの実現	94
6 市民と共に確かな成長を創り出すまち	96
6-1 市民参加・市民協働の推進	96
6-2 行財政改革の推進	100
6-3 都市間連携の推進	104

5	地区別プラン	107
1	厚木北地区	108
2	厚木南地区	110
3	依知北地区	112
4	依知南地区	114
5	睦合北地区	116
6	睦合南地区	118
7	睦合西地区	120
8	荻野地区	122
9	小鮎地区	124
10	南毛利地区	126
11	南毛利南地区	128
12	玉川地区	130
13	森の里地区	132
14	相川地区	134
15	緑ヶ丘地区	136

○ パブリックコメントに関する留意事項について

まちづくりのビジョン別プラン（P. 20～P. 105）に記載の成果指標における「目標値」については、令和 2（2020）年度の事業の進捗状況を勘案し、修正する場合があります。

1 第 1 期基本計画の策定について

1 計画策定の趣旨

第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」の計画期間が令和2（2020）年度に満了することから、令和3（2021）年度から令和14（2032）年度までの12年間に計画期間とする第10次厚木市総合計画を策定するものです。

2 総合計画とは

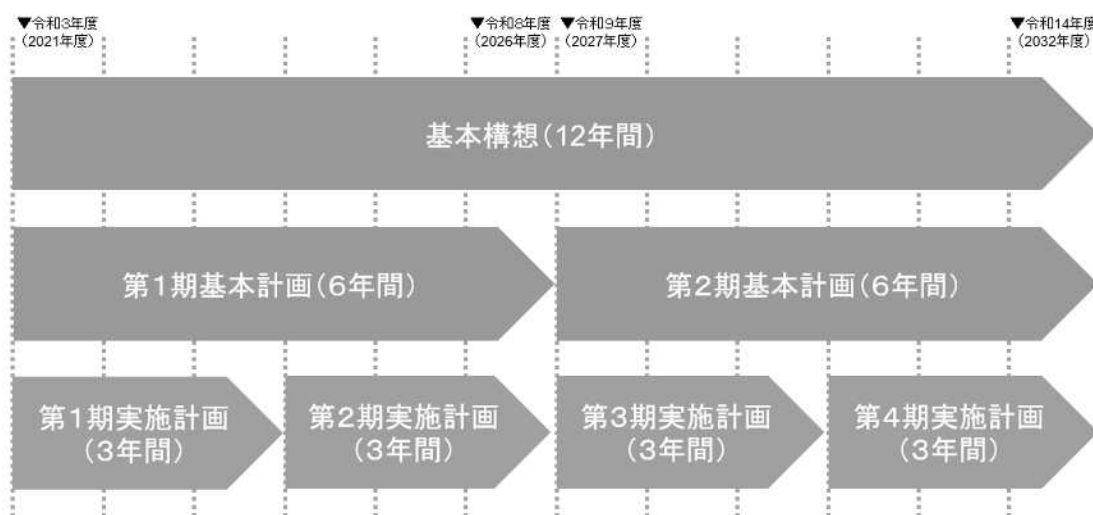
総合計画は、厚木市自治基本条例第16条の規定に基づいて策定するものであり、本市の将来都市像とその実現に向けたまちづくりの方向性や施策の体系を示すとともに、市民・事業者・行政の役割を明らかにし、それぞれの主体が共に理想とするまちをつくることを目指しています。

また、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画であり、分野ごとの計画や施策は、この計画に基づいて策定し、実施します。

3 計画の構成と期間

第10次厚木市総合計画は、本市が目指す将来都市像と、これを実現するための六つのまちづくりのビジョンを定める「基本構想」、基本構想で定めた六つのまちづくりのビジョンに基づき施策の方針や施策体系を定める「基本計画」及び基本計画で定めた施策の方針に基づき具体的な事業を年度別に定める「実施計画」の3層で構成しています。

それぞれの期間は、基本構想が12年間、基本計画が6年間、実施計画が3年間となっています。



4 計画策定の視点

平成 21（2009）年に「元気あふれる創造性豊かな協働・交流都市 あつぎ」を将来都市像とする第 9 次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」を策定し、これまでに積極的にまちづくりを進めてきました。

令和 2（2020）年度をもって第 9 次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」の計画期間が満了することから、新たな将来都市像として、「自分らしさ輝く 希望と幸せあふれる 元気なまち あつぎ」を掲げ、令和 3（2021）年度から令和 14（2032）年度までを計画期間とする第 10 次厚木市総合計画基本構想、令和 3（2021）年度から令和 8（2026）年度までを計画期間とする第 1 期基本計画を策定します。

策定に当たっては、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、地震や台風等の自然災害の激甚化、情報通信技術の進展等による経済・産業構造の変化、また、新たな感染症の脅威とそれを契機とした新しい生活様式への移行など、本市を取り巻く社会・経済環境の大きな変化を踏まえ、これらの変化に的確に対応するとともに、市民・事業者・行政が協働してまちづくりを進めるための計画として策定します。

さらに、地区の個性や特性をいかしたまちづくりを推進するため、令和 3（2021）年度からの 6 年間を対象とした地区別のプランを併せて策定します。

5 計画策定に当たって

本市を取り巻く社会・経済環境の変化は、行政運営の様々な分野に大きな影響を及ぼします。このため、計画を策定するに当たって、主に次の点に留意します。

（1）人口・財政・社会環境に関する事項

① 人口減少社会の到来

日本の総人口が減少する中、神奈川県及び本市の人口も今後減少することが見込まれています。また、年少人口（0～14 歳）の割合についても全国、神奈川県、本市いずれも減少することが見込まれています。

今後、本格的な人口減少社会の到来や少子化の更なる進展により、地域の担い手等の減少が懸念されています。

人口減少に対する取組と併せて、人口減少による将来への影響を見据えたまちづくりが求められます。

② 超高齢社会の進展

全国規模の急速な高齢化が進む中、本市は既に約4人に1人が65歳以上の超高齢社会^{※1}に突入し、団塊の世代が75歳を迎える令和7（2025）年には、後期高齢者（75歳以上）の人口が前期高齢者（65～74歳）の人口を上回ることが予測され、今後も高齢化が進むだけでなく、高齢者の中でも高い年齢層の割合が高まっています。

こうしたことから、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケア社会の実現に向けた取組がより一層求められます。

③ 財政の状況

我が国の財政は、高齢社会の進展等に伴う社会保障経費の増加などにより、国債に依存している状況にあり、次世代の負担の増加が懸念されています。

本市は、昭和39（1964）年度から普通交付税不交付団体^{※2}として自主自立した財政運営を維持していますが、国と同様に社会保障経費を始めとする義務的経費^{※3}が増加傾向にあります。

今後も不交付団体であることが想定される中、引き続き自主自立した財政運営を維持していくため、将来の税収につながる都市基盤整備や適切な公共施設の管理、事業の選択と集中など、更に効率的かつ効果的な行財政運営を図っていくことが求められます。

※1 超高齢社会：総人口に占める65歳以上の人口の割合（以下、「高齢化率」という。）が21%を超えた社会。高齢化社会（高齢化率が7%を超えた社会）、高齢社会（高齢化率が14%を超えた社会）から更に高齢化が進行した状態を指し、本市においては、平成26（2014）年に超高齢社会を迎えている。

※2 普通交付税不交付団体：国から普通交付税の交付を受けずに財政運営を行っている地方公共団体のこと。普通交付税は地方交付税の一つで、団体の財源不足額に応じ交付される。

※3 義務的経費：歳出のうち、その支出が義務付けられ、任意に削減できない経費のこと。人件費、扶助費、公債費がそれに当たる。

④ 新たな感染症の脅威

令和2（2020）年に世界中で大流行した新型コロナウイルス感染症は、多くの人々の生命と暮らしに多大な影響を与え、新たな生活様式が求められるなど、私たちの日常生活に変化をもたらしています。このような近年まれに見る脅威が、安心・安全、経済・産業、交通環境、教育、子育て、地域活動、市民協働などの各分野へ与える影響は計り知れないものがあります。

かつて経験したことのない状況の中、これまでの社会の在り方を見直すことが求められており、様々な分野でこれまでと異なる価値観に立った考え方が必要とされます。

誰もが安心して暮らせる持続可能なまちとするために、既成概念にとられないまちづくりが求められます。

(2) まちづくりに関する事項

① 自然災害への対応

本市では、大規模地震のほか、台風、大雨による風水害等に対応するため、地域防災組織の育成・強化や災害対応力の向上のための取組等を推進してきました。

今後30年以内に70%程度の確率で発生すると予測されている都心南部直下地震は、本市を含む首都圏に甚大な被害をもたらすと想定されています。

また、頻発化・激甚化が予測されている台風や局地的集中豪雨による洪水・浸水被害等の発生も懸念されています。

市民の生命と暮らしを守り抜くため、更なる防災・減災対策の強化等に向けた取組が求められます。

② 経済・産業構造の変化

本市の産業別事業所数・従業者数の構成比を神奈川県と比較すると、事業所数では「運輸業、郵便業」の比率が高く、従業者数では「学術研究、専門・技術サービス業」が非常に高くなっており、本市の産業の特徴といえます。一方、「情報通信業」や「医療、福祉」等は、事業所数、従業者数ともに神奈川県より低くなっています。

近年、急速に進展している情報通信ネットワークの発達やIoT^{※4}、AI^{※5}など、第4次産業革命とも呼ばれるイノベーションは、先端技術を活用した生産性の向上等のほか、雇用や働き方への影響、業種の壁が低くなることで産業構造が変わる可能性など、本市の経済・産業構造に大きなインパクトを与えると考えられます。

本格的な人口減少社会の到来による一層の生産年齢人口の減少が見込まれる中、今までにない新たな価値を生み出す Society5.0^{※6}の実現に向けた未来技術の活用や、まちの強みをいかした産業振興等、まちの活力の向上がより一層求められます。

③ 交通環境の変化

本市では、市民の市内移動の円滑化や企業の活動を支える交通環境の充実にに向けた取組を推進してきました。

こうした中、人口減少社会や働き方改革等により人の移動量が減少し、公共交通においては利用者の減少に伴うサービス水準の低下が懸念されています。

また、自動車の運転に不安を感じる高齢者による運転免許証の返納や、加齢に伴う身体機能の低下による歩行距離の減少など、買物や通院等の日常生活での移動に支障を来す人の増加が見込まれます。

将来にわたって持続可能なまちを実現するため、本市でこれまで培われてきたコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくり^{※7}の更なる充実にに向けた取組のほか、地域の実態に合わせたコミュニティ交通の導入に向けた取組、新しい技術を活用した移動手段の開発など、住み慣れた地域における生活利便性の向上が求められます。

- ※4 IoT (Internet of Things)：自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすること（総務省情報通信白書）。
- ※5 AI (Artificial Intelligence 人工知能)：人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術のこと（総務省情報通信白書）。
- ※6 Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、国の第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。
- ※7 コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくり：都市の最も主要な拠点に全てを集約する一極集中を目指すものではなく、居住をバス路線（ネットワーク）沿線に緩やかに誘導（コンパクト）し、居住と生活利便施設の距離を短縮することにより、誰もが快適に移動し、地域で暮らし続け・働き続けることができる都市を目指すもの

④ 環境問題への対応

本市では、温暖化対策として直接的な効果が期待できる再生可能エネルギーの普及を重点的に推進するとともに、ごみの減量化・資源化の推進、自然環境の保全・活用等の取組を進めてきました。

近年の気象災害の激甚化は、地球温暖化が一因とされ、今や気候危機ともいわれています。地球温暖化を防止するため、脱炭素^{※8}・循環型社会の実現に向けた取組を一層強化する必要があります。

次世代により良い環境を引き継ぐため、環境教育の充実を図るとともに、市民・事業者・行政がこれまで以上に連携を深め環境問題に取り組むことが求められます。

⑤ 社会資本の老朽化

本市では、適正な公共施設管理に向けて、公共施設最適化基本計画を策定し、本市の行政サービスを支える公共建築物の適正配置の推進や土木インフラの効率的かつ効果的な維持管理の実施など、将来の行政需要を見据えた取組を進めてきました。

人口の急増した昭和 50 年代を中心に整備された公共施設が、今後一斉に更新時期を迎えることから、持続可能な行財政運営及び良質な行政サービスを次世代に引き継ぐため、引き続き公共施設の計画的な長寿命化と更新に向けた取組が求められます。

⑥ 広域交通ネットワークの整備

本市には、東名高速道路を始め、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）、新東名高速道路など広域的な幹線道路網が整備され、交通の要衝としての優位性をいかした企業誘致や産業拠点の創出等の取組を推進してきました。

現在整備が進められている厚木秦野道路が完成することで、市内に 7 か所のインターチェンジが配置されることとなり、地域の経済・文化の発展、観光の振興などへの更なる効果が期待されます。

こうした効果を最大限にいかすとともに、広域連携を深める新たな鉄道ネットワークの拡大などを促進し、円滑な広域の移動が可能な公共交通システムの確保を目指すなど、市域を越えた広域的な人やものの交流が仕事やまちの魅力を生み出す、好循環のまちづくりを積極的に進めることが求められます。

※8 脱炭素（社会）：二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡が達成された社会のこと。

⑦ 市民協働の進展

本市では、自治基本条例、市民参加条例、市民協働推進条例、住民投票条例の制定など、市民が主体となる市政運営や、全ての行政分野に対して、市民協働の理念を踏まえた施策の実施を目的とした市民参加・市民協働の仕組みづくりなどを推進してきました。

市民・事業者・行政が互いの存在を尊重し、得意分野をいかしながら、暮らしの様々な課題を解決するために協力し合う姿勢は、厚木らしい協働のスタイルであり、厚木の発展を支えてきた源です。

住みたい・働きたい・訪れたいと思える魅力あるまちを共に創り出すため、これまで以上に市民・事業者・行政が、まちづくりへの^{おも}想いを一つにし、厚木らしい協働による取組の推進が求められます。

⑧ SDGs への取組

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

この SDGs の達成に向けては、あらゆる人々の活躍の推進を始め、生産性向上や地域活性化への取組、気候変動対策や循環型社会の構築、生物多様性や森林等の環境の保全など、先進国を含む全ての国が、世界の課題解決という視点を踏まえながら、多種多様な取組を推進していく必要があります。

本市が推進してきたまちづくりは、SDGs の理念と合致するものであり、今後も「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対して、分野横断的な視点で取り組むことが求められます。



出典）国際連合広報センター

■持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

1 貧困をなくそう 	目標 1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。	10 人や国の不平等をなくそう 	目標 10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する。
2 飢餓をゼロに 	目標 2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	11 住み続けられるまちづくりを 	目標 11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
3 すべての人に健康と福祉を 	目標 3【保健】 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	12 つくる責任 つかう責任 	目標 12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する。
4 質の高い教育をみんなに 	目標 4【教育】 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	13 気候変動に具体的な対策を 	目標 13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
5 ジェンダー平等を実現しよう 	目標 5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う。	14 海の豊かさを守ろう 	目標 14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
6 安全な水とトイレを世界中に 	目標 6【水・衛生】 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	15 陸の豊かさも守ろう 	目標 15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	目標 7【エネルギー】 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	16 平和と公正をすべての人に 	目標 16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
8 働きがいも経済成長も 	目標 8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。	17 パートナリシップで目標を達成しよう 	目標 17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	目標 9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		

出典）外務省「持続可能な開発のための 2030 アジェンダと日本の取組」（平成 29（2017）年 3 月）

2 第 10 次厚木市総合計画
基本構想（抜粋）

1 基本構想について

基本構想は、本市が目指す将来都市像とこれを実現するためのまちづくりのビジョンを定めたもので、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最高指針となるものです。

2 将来都市像

本市の将来都市像を次のとおり定めます。

○ 将来都市像

『自分らしさ輝く 希望と幸せあふれる 元気なまち あつぎ』

<自分らしさ輝く 希望と幸せあふれる>

自分らしさが輝き、希望と幸せがあふれる社会をつくるため、一人一人の年齢、性別、国籍、心身の特性、考え方などにかかわらず、互いを尊重するとともに、人と人とのつながりを深め、支え合うことにより、安心して心地よく暮らし、自らが望む将来に向かって歩むことができるまちを目指します。

<元気なまち あつぎ>

元気な厚木をつくるため、先人が守り育んできた自然環境、文化・伝統、高い産業集積度、交通の要衝という魅力ある資源を最大限にいかし、社会環境に的確に対応しながら、将来にわたって、活気にあふれたまちを目指します。

3 計画期間

計画期間は、令和3（2021）年度から令和14（2032）年度までの12年間とします。

4 将来の目標人口

本格的な人口減少社会の到来により、本市の人口が今後減少することが見込まれています。急激な人口減少によるまちの活力低下を防ぐための取組を始め、総合的かつ計画的にまちづくりを進めることで、令和14（2032）年の人口を220,000人とすることを目指します。

5 土地利用の方針

本市は、豊かな自然環境に恵まれるとともに、交通の要衝としての優位性をいかし、県央地域における拠点都市として発展を遂げてきました。

今後、人口減少・少子高齢社会の更なる進展のほか、発生が懸念されている都心南部直下地震や激甚化する気象災害など、様々な課題への対応が求められています。

土地利用については、都市的土地利用^{※9}と自然的土地利用^{※10}のバランスを図りながら、次の視点で計画的に進めます。

- 土地利用の視点
 - (1) 持続的に発展し続けるための土地利用
 - (2) 豊かな自然環境を保全・活用するための土地利用
 - (3) 安心・安全を実現するための土地利用

6 将来都市像の実現に向けた^{おも}思い、基本姿勢

私たちは、将来都市像の実現に向け、大切にしたい思いと、その思いに基づいた基本姿勢を共有し、まちづくりに取り組みます。

(1) 私たちが大切にしたい思い

将来都市像を実現するためには、市民・事業者・行政が大切にしたい思いを共有することが重要です。

私たちが大切にしたい思いは、一人一人が生き生きと暮らし、活動する中で「これまでも、そしてこれからも守り、育みたい」ものであり、その思いが幾重にも重なることで、いつまでも厚木のまちが輝き続けます。

- 大切にしたい思い
 - ア 受け継がれた厚木らしさを大切にします
 - イ 互いの存在を大切にします
 - ウ 人と人との^{きずな}絆を大切にします

(2) まちづくりの基本姿勢

将来都市像を実現するためには、市民・事業者・行政が「私たちが大切にしたい思い」を抱きながら、共通の姿勢を持ってまちづくりを進めていくことが重要です。

- まちづくりの基本姿勢
 - ア 変化を恐れず常にチャレンジします
 - イ 思いを一つにし、共に創り出します
 - ウ 地域の特性をいかし育てます
 - エ まちの礎を将来につなげます
 - オ まちづくりを「自分ごと」として捉えます

※9 都市的土地利用：住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路など、主として人工的施設による土地利用のこと。

※10 自然的土地利用：農地に加え、自然環境の保全のために維持すべき森林、原野、水面、河川などの土地利用のこと。

7 まちづくりのビジョン

将来都市像の実現に向け、六つのまちづくりのビジョンにより、まちづくりの方向性を定めます。

市民・事業者・行政は協働して、このビジョンに沿って行動します。

また、行政は率先して、このビジョンを達成するための施策を展開し、その進行管理を行います。

○ まちづくりのビジョン

- (1) 命、財産を守り抜くまち
- (2) 支え合い、生き生きと暮らせるまち
- (3) 夢や希望を持ち、自己実現ができるまち
- (4) 人が集い、交流し、新たな価値を生むまち
- (5) 環境に優しく、自然と共生するまち
- (6) 市民と共に確かな成長を創り出すまち

3 第 10 次厚木市総合計画
第 1 期基本計画（案）

1 第1期基本計画の概要

基本計画は、将来都市像の実現に向け、基本構想で定めた六つのまちづくりのビジョンに基づき、施策の方針や施策体系を明らかにしたものです。

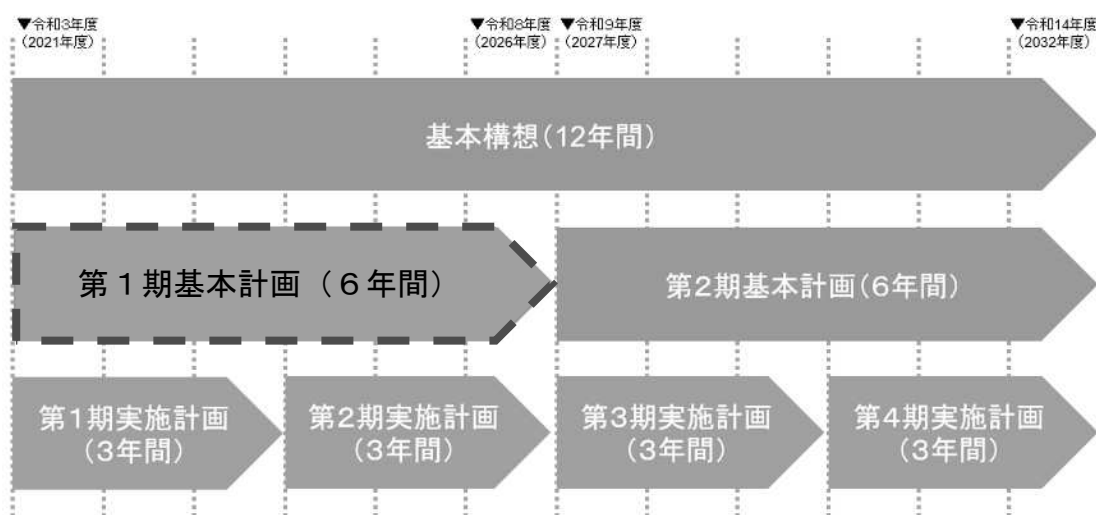
まちづくりのビジョン別プランでは、六つのまちづくりのビジョンに基づき、27の基本施策を展開します。

各基本施策では、目指す姿、第1期基本計画での取組方針を掲げ、現状と課題、それらを踏まえた施策の方向（行政が取り組むこと）を示すとともに、市民実感度、代表となる指標を設定し、基本施策の達成目標を明らかにしています。また、市民協働によるまちづくりを一層推進するため、市民、事業者がまちづくりを「自分ごと」として捉えることができるよう、それぞれが基本施策の推進において自発的に取り組むことができる内容を、「みんなができること」として記載しています。

地区別プランでは、15地区において、各地区の個性や特性をいかしたまちづくりを進めるため、地区が目指すまちの姿を掲げ、地区の特徴、地区の現状、地区の皆さんが感じている課題を記載し、それらを踏まえた主な施策の方向を示しています。

(1) 計画期間

第1期基本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間とします。



(2) 進行管理

効果的かつ効率的な進行管理を行うため、基本施策に対する市民実感度と代表となる指標などで施策の評価を行います。

2 重点項目

(1) 位置付け

重点項目は、社会経済情勢や市民ニーズ等を踏まえ、関連する取組を分野横断的に推進し、将来都市像の実現を確実なものとするために設定するものです。

(2) 設定の背景

地震や台風等の自然災害が激甚化する中、市民の安心・安全に対する意識の高まりから、防災・減災への取組が求められています。

また、まちの活力向上を図るため、中心市街地の魅力向上、都市機能の充実とともに、産業拠点の創出等の都市基盤整備が求められています。

さらに、少子高齢化の更なる進展が見込まれる中、将来にわたって日常生活に必要な生活サービス水準を確保し、都市と地域の活力を維持していくためには、コンパクトで持続可能なまちづくりに取り組む必要があります。

加えて、新型コロナウイルス感染症を契機とした「新たな日常」への対応が求められており、時間や場所にとらわれない行政サービスの提供や、窓口における書面による手続から ICT（情報通信技術）を活用したサービスへの移行など、デジタル化の推進が求められています。また、新たな技術は、経済成長を促すだけでなく、環境問題の解決にも寄与するとの認識から、あらゆる分野において活用を進めながら、脱炭素・循環型社会の実現に向けて取り組むなど、自然環境と共生するまちづくりを推進する必要があります。

(3) 三つの重点項目

第1期基本計画では、次の三つを重点項目として位置付け、分野横断的に取り組みます。

① 安心・安全に暮らせるまち

ハード、ソフト両面から防災・減災のまちづくりを推進し、安心・安全に暮らせるまちを目指します。

② 誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができるまち

中心市街地の都市機能や産業拠点などの都市基盤を整えるとともに、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくりを推進し、誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができるまちを目指します。

③ デジタル化の推進及び自然環境と共生した持続可能なまち

経済成長と環境対応の好循環に向けて、「新たな日常」を踏まえた社会のデジタル化への対応、脱炭素・循環型社会の実現への取組等を推進し、一層便利で豊かに生活できるまちを目指すとともに、自然環境と共生した持続可能なまちを目指します。

3 施策体系

将来都市像	まちづくりのビジョン（基本政策）	中長期的な視点	基本施策（27）	施策の方向（84）	
自分らしさ輝く 希望と幸せあふれる 元気なまち あつぎ	1	命、財産を守り抜くまち	1 災害に強いまちの実現	① 災害に強い社会基盤の整備	② 災害対応力の強化
			2 消防力の充実・強化	① 消防体制の充実	② 救急体制の充実
			3 セーフコミュニティの推進	① セーフコミュニティの取組の推進	② 交通安全対策の強化
	2	支え合い、生き生きと暮らせるまち	1 住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちの実現	① 地域福祉活動の推進	② 就労・生きがいづくりの推進
				⑤ 障がい者福祉サービスの充実	⑥ 包括的な支援体制の充実
			2 子育て環境の充実	① 子育てサービスの充実	② 保育・幼児教育等の提供体制の充実
			3 健康寿命延伸の推進	① 地域医療体制の充実	② 心と体の健康づくりの推進
			4 多様性の尊重と平和都市の推進	① 多様性に対する理解の促進	② 多文化共生の推進
	3	夢や希望を持ち、自己実現ができるまち	1 学校教育の充実	① 自立につながる生きる力の育成	② 子どもたちを育てる支援体制の充実
			2 地域での学びを支える社会教育と生涯学習の推進	① 地域主体で取り組む社会教育の振興	② 家庭・地域・学校の協働の推進
			3 文化芸術の振興	① 文化芸術活動の推進	② 郷土文化の継承と発展
			4 生涯スポーツの振興	① 生涯スポーツ活動の推進	② 競技スポーツ活動の推進
	4	人が集い、交流し、新たな価値を生むまち	1 誰もが生活しやすいコンパクト・プラス・ネットワークの推進	① コンパクトなまちづくりの推進	② 市民生活や産業活動を支える道路ネットワークづくりの推進
			2 魅力ある中心市街地等の形成	① 中心市街地等の都市機能の向上	② にぎわい創出に向けた取組の推進
			3 地域の個性をいかした魅力あるまちの実現	① 地域に合った計画的な土地利用の推進	② 景観形成の推進
			4 産業・商業の振興	① 商業の活性化に向けた取組の推進	② 創業支援と中小企業支援の充実
			5 安心して働くことができるまちの実現	① 勤労者支援の充実	② 勤労者の福利厚生支援
			6 観光の振興	① 広域観光の推進	② 観光資源の磨き上げの推進
			7 シティプロモーションと定住促進	① シティプロモーションの推進	② 定住促進に向けた取組の推進
			8 農業・林業・水産業の振興	① 農地有効利用の推進	② 地産地消の推進・6次産業化の推進
				⑤ 水産業の活性化	
	5	環境に優しく、自然と共生するまち	1 地球温暖化対策の推進	① 環境教育の推進と環境問題に対する意識啓発	② 再生可能エネルギーの導入推進
			2 未来へつなげる循環型都市の実現	① 3Rの推進による家庭系ごみの減量化・資源化	② 事業系ごみの更なる減量化・資源化
			3 自然との共生の推進	① 多様な自然環境・生物多様性の保全と活用	② 森林再生の推進
			4 緑豊かで美しいまちの実現	① 緑豊かな公園緑地の整備	② 環境美化の推進
			5 河川と共生するまちの実現	① 良好な河川環境の保全	② 親しみやすい河川環境の整備
地域包括ケアの社会の実現	6	市民と共に確かな成長を創り出すまち	1 市民参加・市民協働の推進	① 市民協働の推進	② 地域コミュニティ活動の充実
			2 行財政改革の推進	① 行政改革の推進	② 健全な財政運営
			3 都市間連携の推進	① 広域連携の推進	② 他都市との交流促進

施策の方向（84）

③ 地域防災組織の強化

③ 火災予防対策の推進

③ 防犯に対する取組の推進

③ 福祉サービス提供体制の充実

④ 高齢者福祉サービスの充実

③ 親と子の健康づくりの推進

③ 介護予防と認知症に対する取組の推進

③ 相談・支援体制の充実

④ 平和都市の推進

③ 安全な教育環境の整備

④ 安心して共に学べる教育の推進

③ 生涯学習活動の推進

④ 青少年の健全育成に向けた取組の推進

③ スポーツ施設の整備・充実

③ 移動しやすい公共交通環境の整備

④ 安全で快適な住環境の整備

③ 新たな産業拠点の整備

③ 企業誘致の促進

④ 先端技術産業の推進

③ 情報発信の充実

③ 鳥獣被害対策の強化

④ 林業への支援

③ 温室効果ガスの排出抑制

③ 安定的なごみ処理体制の確立

③ 情報発信力の強化

③ 公共施設最適化の推進

重点項目

第1期基本計画では、次の三つを重点項目に位置付け、分野横断的に取り組みます。

■ 安心・安全に暮らせるまち

ハード、ソフト両面から防災・減災のまちづくりを推進し、安心・安全に暮らせるまちを目指します。

■ 誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができるまち

中心市街地の都市機能や産業拠点などの都市基盤を整えるとともに、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくりを推進し、誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができるまちを目指します。

■ デジタル化の推進及び自然環境と共生した持続可能なまち

経済成長と環境対応の好循環に向けて、「新たな日常」を踏まえた社会のデジタル化への対応、脱炭素・循環型社会の実現への取組等を推進し、一層便利で豊かに生活できるまちを目指すとともに、自然環境と共生した持続可能なまちを目指します。

4 まちづくりのビジョン別プラン

1 命、財産を守り抜くまち



1-1 災害に強いまちの実現

目指す姿	・災害に備えたハード整備など、防災・減災対策が進んでいます。 ・防災・減災への意識が高まり、一人一人が日頃から災害への備えを行っています。 ・災害発生時には、市民・事業者・行政が一体となって、自助・共助・公助の連携が更に進んでいます。
第1期基本計画での取組方針	・地震や風水害に備えた防災インフラの整備及び耐震化の普及啓発を進めます。 ・市民が「自分の命は自分で守る」という防災意識を持ち、必要な準備を行うことができるよう、情報の周知や啓発を行うとともに、災害時においても必要な医療が受けられるよう、体制の整備を進めます。 ・自主防災組織への支援や避難所機能強化等を通じて、地域防災力の強化を図ります。

現状と課題

- 近年、大型台風や局地的集中豪雨などの異常気象が増加し、都心南部直下地震や南海トラフ巨大地震の発生が危惧されるなど、市民の防災への意識が高まっています。災害発生時の被害防止に向けたインフラ整備などの災害対策を進める必要があります。
- 災害発生時においても、継続的に必要な医療を受けられる体制の整備が求められています。市立病院等との連携を図り、医療体制の確保を図る必要があります。また、迅速に避難できる体制づくりが求められています。安全な場所への避難情報を迅速に伝達するとともに、感染症対策等、状況に応じた避難所の適切な運営を行う必要があります。
- 災害発生時には、公助の充実だけでなく、市民自らが備える自助の取組が求められます。市民の災害への備えに対する意識を高める必要があります。
- 災害発生時には、近所で助け合う共助の取組が求められます。地域の災害対応力を高めるため、平時から、地域において、自主的な防災対策の実施を行う必要があります。

施策の方向（行政が取り組むこと）

1 災害に強い社会基盤の整備

急傾斜地の土砂崩れ対策、河川の洪水対策や下水道による浸水対策などにより、地震、風水害時のリスク軽減に向けた取組を行います。

また、耐震化促進の普及啓発を進め、必要な水準を満たさない建物の耐震化を支援します。

2 災害対応力の強化

「自分の命は自分で守る」という防災意識を啓発するため、防災訓練を実施するとともに、地区別防災マップやオールハザードマップの活用を図り、指定避難所などを周知します。

また、市立病院との連携により、災害時に継続して医療を提供できるよう医療体制の確保に努めます。

3 地域防災組織の強化

自主防災組織の支援や避難所の機能強化と運営支援などを通じて、地域における防災対応力を強化します。

みんなができること

市民ができること	事業者ができること
・ 防災訓練に参加する。 ・ 家具の転倒防止や食料の備蓄など災害に対する備えを行う。 ・ ハザードマップを確認する。 ・ 日頃から災害時の行動について話し合う。	・ 災害に備えて、食料などを備蓄する。 ・ 災害時に、従業員の一斉帰宅の抑制などを行う。 ・ 災害時に、事業所などにおいて帰宅困難者を受け入れる。

成果指標

1 市民実感度

指標名	現状値 令和2年度 (2020年度)			目標値 令和8年度 (2026年度) ※そう思う・やや そう思う市民の割 合
	やや そう 思う	どちら でもない	あまり そう 思わない	
急傾斜地の崩壊防止や浸水被害防止など、災害に備えたハード整備が進んでいると思う市民の割合	40.8%	34.7%	24.5%	45.0%
災害時の情報伝達手段や防災訓練の実施など、災害対応力強化の取組が進んでいると思う市民の割合	49.8%	27.8%	22.4%	60.0%
自主防災隊の育成、避難所の機能強化など、地域防災力向上の取組が進んでいると思う市民の割合	37.3%	37.0%	25.7%	50.0%

2 代表となる指標

指標名	現状値	目標値 令和8年度 (2026年度)
災害に備えていることがある市民の割合	86.3% 令和2（2020）年度	90.0%
住宅の耐震化率	89.8% 令和元（2019）年度	96.0%
災害応急対策等に関する協定の締結数	121件 令和元（2019）年度	140件
市民防災研修会における防災に対する意識高揚度	－	80.0%



1-2 消防力の充実・強化

目指す姿	・複雑多様化、大規模化する災害に、迅速かつ的確に対応した消防体制が充実しています。 ・市民の応急処置への対応力向上と医療機関との連携の強化により、救急体制が充実し、救命率の向上が図られています。 ・防火意識が高まり、防火対策が推進されています。
第1期基本計画での取組方針	・複雑多様化、大規模化する災害に、迅速かつ的確に対応するため、消防庁舎の整備、消防組織体制の見直し及び地域防災の要である消防団との連携強化を図ります。 ・応急手当の普及啓発、救急高度化の推進及び医療機関との連携による救急体制の充実を図ります。 ・火災のないまちを目指し、地域や事業者と連携した地域ぐるみの火災予防対策に取り組みます。

現状と課題

- 大規模自然災害の発生が危惧されています。消防、防災の拠点となる消防庁舎の整備、消防車両の更新や資器材の整備などを計画的に実施するとともに、消防団組織の充実を図る必要があります。
- 更なる高齢化の進展や社会構造等の変化により、今後も増加傾向にある救急需要への対応が求められています。応急手当の普及啓発を推進するとともに、医療機関と連携して適切な救急医療が提供できるよう、救急体制を強化する必要があります。
- 火災件数は、減少傾向にあります。しかし、火災は様々な要因や不注意などにより発生することから、防火意識を更に啓発し、住宅防火対策を推進するとともに、立入検査等を強化し、事業所における防火管理体制の充実を図る必要があります。

施策の方向（行政が取り組むこと）

1 消防体制の充実

消防拠点施設や消防資機材等の整備を始め、消防団員確保と活動環境の充実を図るとともに、消防広域応援体制を推進し、消防力を強化します。

2 救急体制の充実

市民協働による応急救護体制を強化するため、幅広く救命講習会を開催し、応急手当の普及啓発を推進します。また、医療機関との連携を更に強化し、救命率の向上を図ります。

3 火災予防対策の推進

地域や事業所における防火意識の普及啓発を推進するとともに、立入検査等を強化し、地域と連携した火災予防対策に取り組みます。

みんなができること

市民ができること	事業者ができること
・救命講習会に参加する。 ・調理中の火の扱いに注意するなど火の元に気を付ける。 ・消火器の設置や点検を行う。	・救命講習会に参加する。 ・防火体制の整備など火災予防に取り組む。

成果指標

1 市民実感度

指標名	現状値 令和2年度 (2020年度)			目標値 令和8年度 (2026年度) ※そう思う・やや そう思う市民の割 合
	やや そう 思う	どちら でもない	あまり そう 思わない	
消防・救急・救助体制が充実していると思う市民の割合	70.7%	25.1%	4.2%	75.4%
応急手当の普及に向けた取組が進んでいると思う市民の割合	47.5%	40.1%	12.4%	55.0%
火災予防の啓発など、火災予防の取組が進んでいると思う市民の割合	51.9%	35.8%	12.3%	60.3%

2 代表となる指標

指標名	現状値	目標値 令和8年度 (2026年度)
出火率（人口1万人当たりの出火件数）	2.4件 令和元（2019）年度	2.4件
AEDの使い方や心臓マッサージの方法を知っている市民の割合	60.7% 令和2（2020）年度	68.1%
市民による応急手当の実施率	61.2% 令和元（2019）年度	66.5%
消火器の使い方や住宅用火災警報器の点検方法を知っている市民の割合	79.4% 令和2（2020）年度	82.2%



1-3 セーフコミュニティの推進

目指す姿	「事故やけがは、偶然の結果ではなく、予防できる」というセーフコミュニティの理念の下、地域住民などとの協働により、誰もがいつまでも安心・安全で健康に暮らせるまちが実現されています。
第1期基本計画での取組方針	・市民、関係団体、行政などが連携・協働し、セーフコミュニティの認証指標やセーフコミュニティ推進条例に基づき、誰もが健康で安心して安全に暮らすことができるまちづくりを進めます。 ・交通安全の啓発活動や、放置自転車の対策に取り組みます。 ・街頭犯罪の未然防止及び犯罪の抑制を図るため、市民協働による防犯パトロールなどの防犯活動を行うとともに、消費者トラブルの早期解決・防止に向け、消費生活相談や啓発活動を実施します。

現状と課題

- 事故やけがの発生を予防し、誰もが健康で安心して安全に暮らすことができるよう、セーフコミュニティ活動を推進するとともに、より効果的な取組が求められています。各分野の対策委員会間の連携強化など、推進体制の充実を図る必要があります。
- 市内の交通事故件数は減少傾向にあるものの、県内の他市町村と比較して発生率が高い状況です。交通の安全を確保するため、交通安全意識の向上や放置自転車の減少に取り組む必要があります。
- 防犯対策事業の推進により、刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、様々な手口や手段を使った特殊詐欺については、依然として高齢者の被害が発生しています。被害を未然に防止する取組を進める必要があります。
- 高齢者などが点検商法などの悪質商法による消費者トラブルに巻き込まれています。また、悪質商法の巧妙化、複雑化が進んでいます。消費者被害の未然防止、早期解決に向けた取組を強化する必要があります。

施策の方向（行政が取り組むこと）

1 セーフコミュニティの取組の推進

セーフコミュニティの理念の下、市民や関係団体など、安全の向上を担う様々な組織と連携・協働し、事故やけがなどのデータの収集と科学的な分析を行い、根拠に基づいた対策を実施します。

2 交通安全対策の強化

地域と行政などとの協働により、市内の主要道路における交通指導や駅周辺などでの啓発キャンペーンを実施します。また、放置自転車の指導・整理や自転車などの駐車場の拡充などにより通行の安全の確保を図ります。

3 防犯に対する取組の推進

市民協働による防犯活動の充実を図ります。また、特殊詐欺の情報の周知などに取り組むとともに、警察と連携して特殊詐欺被害の未然防止に努めます。

さらに、消費者トラブルの早期解決を図るとともに、悪質商法などに関する効果的な啓発活動の展開を図り、消費者被害の未然防止に努めます。

みんなができること

市民ができること	事業者ができること
- 交通ルールやマナーを守る。 - 防犯の見回り活動に参加する。	- 防犯、交通安全の見回り活動を実施する。 - 従業員等に労働災害や交通安全について啓発する。 - 従業員等に対して、振り込め詐欺など特殊詐欺未然防止についての教育を行う。

成果指標

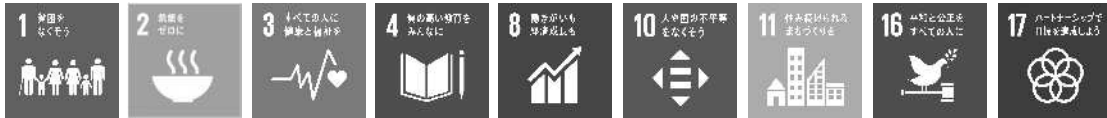
1 市民実感度

指標名	現状値 令和2年度 (2020年度)			目標値 令和8年度 (2026年度) ※そう思う・やや そう思う市民の割合
	ややそう思う	どちらでもない	あまりそう思わない・ そう思わない	
事故やけがなどがなく健康で安心・安全に暮らせるまちづくりが推進されていると思う市民の割合	41.8%	36.6%	21.6%	54.4%
交通安全の取組が進んでいると思う市民の割合	40.4%	34.5%	25.1%	52.4%
防犯の取組が進んでいると思う市民の割合	36.8%	36.7%	26.5%	52.5%

2 代表となる指標

指標名	現状値	目標値 令和8年度 (2026年度)
セーフコミュニティに関する研修会等参加者のセーフコミュニティに対する意識高揚度	86.5% 令和元（2019）年度	97.4%
自転車の安全のために心掛けていることがある市民の割合	53.2% 令和2（2020）年度	65.2%
交通事故発生件数（暦年）	852 件 令和元（2019）年	765 件
防犯などの対策について心掛けていることがある市民の割合	90.1% 令和2（2020）年度	96.0%
刑法犯認知件数（暦年）	1,259 件 令和元（2019）年	531 件
特殊詐欺被害件数（暦年）	31 件 令和元（2019）年	15 件

2 支え合い、生き生きと暮らせるまち



2-1 住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちの実現

目指す姿	誰もが、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会が実現されています。
第1期基本計画での取組方針	・「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」を進め、助け合える関係づくりを構築します。 ・高齢者の生きがいや就労機会の創出の取組を進め、社会参加の機会を提供します。 ・介護老人保健施設などの整備や人材確保など、ニーズに対応した高齢者福祉サービス提供体制を整備します。 ・高齢者が可能な限り自立した生活を送ることができるよう、生活支援の取組を進めます。 ・障がい者が自立して生活できるよう、また、サービスを必要とする人に質の高いサービスを提供できるよう、サービス内容の充実や人材の確保に取り組みます。 ・医療、介護、福祉等の連携による包括的な支援体制の構築を図ります。

現状と課題

- 日頃から地域の中で顔の見える関係を作ることが求められています。ゆるやかな見守り※や互いに可能な範囲で協力し合える環境づくりを進める必要があります。また、高齢者が、これまでに培った経験などを地域づくりや地域の支え合いの機会に発揮し、生涯にわたり、生き生きと暮らせるよう、環境の整備を進める必要があります。
- 必要な介護施設サービスを適切に提供することが求められています。施設整備や人材の確保など、サービスの基盤整備を図る必要があります。
- 介護が必要な状況になっても、在宅での生活を希望する人が増えています。高齢者が可能な限り自立した生活を送ることができるよう、生活支援の取組を進める必要があります。
- 障がい者が自立して生活できる環境づくりが求められています。障がいへの理解や社会参加の場づくりを進める必要があります。また、障がい者の状況に応じた、適切なサービスの提供や支援体制の強化を図る必要があります。
- 個人の尊厳が守られ、困りごとを抱えないために、支援が必要な人を受け止める体制の整備が求められています。医療、介護、福祉等の連携による包括的な支援体制の構築を進める必要があります。

※「ゆるやかな見守り」：「いつもと違う」、「何かおかしい」と感じるものがあつたら、民生委員・児童委員や地域包括支援センター等に相談するなどの地域で行う「さりげない」見守り

施策の方向（行政が取り組むこと）

1 地域福祉活動の推進

地域において、日頃から適度な距離感を持った、住民同士のゆるやかな見守り活動を通じて、困ったときに助け合える、「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」を進めます。

2 就労・生きがいつくりの推進

高齢者の外出を促進するとともに、地域における交流の場を整備し、社会参加の機会の拡大を通じて、いつまでも生きがいを持てるよう支援します。

また、高齢者が培った豊かな知見や経験をいかせる場づくりを支援し、高齢者の就労機会の確保を図ります。

3 福祉サービス提供体制の充実

要介護者などが、自宅で日常生活を維持するために、身体状況などに応じて作成された介護支援計画（ケアプラン）に基づき、必要なサービスが受けられるよう、サービス必要量の確保に努めます。

また、在宅サービスの要望を基本とした上で、必要に応じた施設整備を行います。

4 高齢者福祉サービスの充実

ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、可能な限り自立した生活を送るための在宅支援サービスを提供します。

また、高齢者の外出機会を拡大するため、バス交通費に対する一部助成を行うなど、高齢者福祉サービスを提供します。

5 障がい者福祉サービスの充実

福祉施設や医療機関などとの連携により、障がいの特性に応じた必要なサービスの提供の充実を図るとともに、地域や社会活動への参加を促進し、生きがいを持った自分らしい生活を支援します。

また、障がいに対する理解を深める機会を提供し、啓発を進めます。

6 包括的な支援体制の充実

地域包括支援センターや障がい者相談支援センターを中心に、それぞれが地域の実態や課題について把握するとともに、関係機関などとの連携による分野横断的な相談体制の充実を図ります。

みんなができること

市民ができること	事業者ができること
・ ゆるやかな見守り活動を行う。 ・ 地域の人が集える居場所づくりを主催する。 ・ 交流の場に参加する。 ・ 高齢者や障がい者を支えるボランティア活動に参加する。 ・ 老いることや障がいについて理解を深める講座に参加する。 ・ 困りごとを抱えている人に相談窓口を教える。	・ 高齢者や障がい者の雇用機会を拡大する。 ・ 従業員等に対して老いることや障がいについて理解を深める啓発を行う。 ・ 従業員等が介護する時間を確保できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進する。

成果指標

1 市民実感度

指標名	現状値 令和2年度 (2020年度)			目標値 令和8年度 (2026年度) ※そう思う・やや そう思う市民の割合
	ややそう思う	どちらでもない	あまりそう思わない・ そう思わない	
見守り、居場所づくりなど、地域福祉活動が進んでいると思う市民の割合	48.0%	33.9%	18.1%	60.0%
高齢者、障がい者の就労・生きがいづくりに対する支援の取組が進んでいると思う市民の割合	39.6%	38.1%	22.3%	50.0%
高齢者福祉施設の整備など、福祉サービス提供体制が充実していると思う市民の割合	43.4%	38.8%	17.8%	50.6%
高齢者に対する福祉サービスや支援が充実していると思う市民の割合	44.3%	37.1%	18.6%	50.0%
障がい者に対する福祉サービスや支援が充実していると思う市民の割合	36.4%	46.9%	16.7%	52.0%
支援を必要とする人を受け止める包括的な支援体制が充実していると思う市民の割合	35.4%	42.1%	22.5%	50.5%

2 代表となる指標

指標名	現状値	目標値 令和8年度 (2026年度)
地域の人との関わりがあると思う市民の割合	53.9% 令和2（2020）年度	63.5%
生きがいを持って生活を送っている市民の割合	74.6% 令和2（2020）年度	80.0%
ケアプラン点検の実施事業所数	35 事業所 令和元（2019）年度	50 事業所
介護職の人材支援を受けて市内事業所に就労した人数	20 人 令和元（2019）年度	48 人
地域住民による助け合い活動団体数	7 団体 令和元（2019）年度	11 団体
市内障害福祉サービス事業所の地域生活支援拠点の登録数	5 箇所 令和元（2019）年度	16 箇所
地域福祉コーディネーターの活動件数	1,752 件 令和元（2019）年度	3,100 件



2-2 子育て環境の充実

目指す姿	- 子どもたちが健やかで心豊かに成長できる環境が整っています。 - 地域全体で子どもと子育て家庭を支える体制が整い、保護者が子育てに伴う誇りと喜びを実感できる社会が実現されています。 - 子どもたちの育つ力を応援するため、保育・幼児教育ニーズに対応したサービスが提供されています。 - 保健・医療支援が充実し、安心して子どもを産み育てることができる環境が整っています。
第1期基本計画での取組方針	- 子育て家庭に対する経済的な負担軽減などの子育てサービスを充実させるとともに、地域全体での子育てを推進するため、地域、関係機関などとの連携を深め、子育て支援体制の充実を図ります。 - 保育所などの機能充実や保育・幼児教育内容の充実を図るとともに、人材確保に努め、保育・幼児教育の提供体制の充実を図ります。 - 保健、福祉などの分野が連携した総合的な健康づくりや育児に関する不安・悩みの軽減を図り、親と子の健康づくりを推進します。

現状と課題

- 子育て支援に対するニーズが増大かつ多様化するとともに、子育てについて、特別な支援を必要とする家庭が増加傾向にあります。ニーズや状況にきめ細かく対応するとともに、より一層、地域全体で子育て家庭を支える体制を整備する必要があります。
- 多様化する保育ニーズに対応し、安心して保育サービスを受けられる環境の整備が求められています。質の高い保育・幼児教育の推進が必要です。
- 核家族化の進展や家族を取り巻く環境の多様化により、孤立感や負担感、子育てに対する悩みや不安を抱える妊産婦や保護者が増加しています。安心して妊娠、出産、子育てができるよう、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援ができる環境を整備する必要があります。

施策の方向（行政が取り組むこと）

1 子育てサービスの充実

ライフスタイルの変化などによる保育ニーズの多様化に対応した子育てサービスを提供するとともに、家庭や子どもの状況に合わせ、適切な支援を実施します。また、地域における子育て支援体制の充実を図り、地域力を活用した子育て支援を促進します。

2 保育・幼児教育等の提供体制の充実

保育所の機能充実や、認定こども園、幼稚園、保育所などの保育・教育内容の充実を図るとともに、担い手となる教育・保育従事者の確保に取り組みます。

3 親と子の健康づくりの推進

子どものライフステージに応じて、保健、福祉などの分野が連携した、総合的な健康づくりに取り組みます。また、保護者の育児に関する悩みや不安の軽減を図るとともに、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供します。

さらに、療育を必要とする子どもとその保護者に対する療育支援を推進します。

みんなができること

市民ができること	事業者ができること
・子育て家庭を温かく見守り、声掛けや必要に応じて手助けをする。 ・子育て支援事業やイベントに参加する。	・従業員等のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進する。 ・子育てパスポート AYUCO^{※1} サポーター店舗に登録する。 ・あつぎ家庭の日^{※2}を啓発する。 ・男性の育児休業取得を進める。

※1 子育てパスポート AYUCO：事業協力店舗（サポーター店舗）の協力の下、飲食や買物等をする、割引や特典等のサービスを受けられるカードを子育て世帯に発行する事業

※2 あつぎ家庭の日：厚木市子ども育成条例において、家族の絆を大切にしよう定めた日。毎月第3水曜日。

成果指標

1 市民実感度

指標名	現状値 令和2年度 (2020年度)			目標値 令和8年度 (2026年度) ※そう思う・やや そう思う市民の割 合
	ややそう 思う	どちらでも ない	あまりそう 思わない	
子育てサービスが充実していると思う市民の割合	66.0%	25.6%	8.4%	67.2%
保育と幼児教育の提供体制が充実していると思う市民の割合	54.4%	35.4%	10.2%	56.8%
母子保健など、親と子の健康づくりの取組が進んでいると思う市民の割合	51.3%	39.5%	9.2%	54.5%

2 代表となる指標

指標名	現状値	目標値 令和8年度 (2026年度)
子育てについて困ったときに、気軽に相談できる相手がいる市民の割合	55.9% 令和2（2020）年度	57.1%
就学前児童の保育施設等入所率	63.2% 令和元（2019）年度	68.0%
妊娠届出率（妊娠11週以下）	80.9% 令和元（2019）年度	86.0%



2-3 健康寿命延伸の推進

目指す姿	・地域医療の提供体制が整い、安心して医療機関を受診できる体制づくりが進んでいます。 ・予防的観点から、ライフステージに応じた健康づくりの取組が進み、健康寿命が延伸されています。 ・介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸されるとともに、認知症に対する理解が広まり、高齢者やその家族を支える体制が整っています。
第1期基本計画での取組方針	・市立病院と地域の医療機関等との連携により、医療体制の更なる充実を図ります。 ・健康診査受診率の向上を図るとともに、保健、栄養指導、健康講座等による健康管理意識の高揚により、健康づくりを進めます。 ・要介護状態になることを予防するため、介護ケアマネジメントを実施するとともに、医療や福祉サービスと連携した認知症対策を進めます。

現状と課題

- 多様化、増大化する医療ニーズへの対応が求められています。地域医療を支える存在として、保健師や看護師等の医療人材の確保など医療体制の強化を図る必要があります。また、質の高い医療サービス提供体制の整備が求められています。市立病院と地域の医療機関等との連携を強化する必要があります。
- 疾病の早期発見、早期治療を図ることが求められています。各種検診等の受診率向上に取り組む必要があります。また、生活習慣病が増え、個人の経済的負担及び医療費等が増加しており、医療保険制度等を健全に運営することが課題となっています。生活習慣病の発症や重症化を予防する必要があります。
- 生涯にわたって、健康で自立した生活が送れる環境づくりが求められています。健康意識の高揚を図るとともに、ライフステージに応じた健康維持の取組を推進する必要があります。
- 要支援・要介護認定者数は、増加傾向にあり、高齢者人口の伸び率を上回る状況です。また、認知症高齢者数も増加傾向にあります。介護予防の取組や認知症の早期対応に向けた取組を進める必要があります。

施策の方向（行政が取り組むこと）

1 地域医療体制の充実

医療需要の増大に対応するため、保健師や看護師等の医療人材の確保、定着を図り、医療体制を強化します。また、休日・夜間における救急医療体制の確保、健康相談や医療機関情報の提供の充実を図るとともに、市立病院と地域の医療機関等との連携を図ります。

2 心と体の健康づくりの推進

各種検診等に対する周知や積極的受診勧奨により、受診率の向上を図り、疾病の早期発見・早期治療に取り組むとともに、健康管理に関する情報提供等により健康課題に関する認知度、意識の高揚を図り、生活習慣病の発症、重症化の予防を推進します。

また、生涯にわたり心身ともに健康に過ごせるよう、運動等の身体を動かす機会の提供や心と体の健康相談を実施します。

3 介護予防と認知症に対する取組の推進

要支援者等の多様な生活支援ニーズに対応した介護サービスの提供を行うとともに、要介護状態等になることを予防するため、介護予防ケアマネジメントを実施します。

また、医療や福祉サービスと連携した認知症に対する総合的な支援を行います。

みんなができること

市民ができること	事業者ができること
- 健康についての講座に参加する。 - 健康診査やがん検診を受ける。 - かかりつけ医を持つ。 - バランスの良い食事をとり、適度な運動を習慣付ける。 - 認知症について理解を深め、周囲の認知症の方を見守る。	- 施設内禁煙など健康に配慮した職場環境づくりや、メンタルヘルス対策など、従業員の健康づくりを進める。 - 従業員等に対して、健康管理に関する情報を提供する。 - 心身の健康についての相談窓口を周知する。 - 従業員等が心身の健康を保てるようワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進する。

成果指標

1 市民実感度

指標名	現状値 令和2年度 (2020年度)			目標値 令和8年度 (2026年度) ※そう思う・やや そう思う市民の割 合
	やや そう 思う	どちら でもない	あまり そう 思わない ・ そう 思わない	
メジカルセンターなど休日・夜間における医療体制が充実していると思う市民の割合	56.0%	25.9%	18.1%	59.0%
市立病院の救急医療体制が充実していると思う市民の割合	50.2%	35.7%	14.1%	59.0%
市立病院と地域のクリニック等との連携が充実していると思う市民の割合	39.6%	39.3%	21.1%	48.5%
検診、生活習慣病予防など、健康づくりの取組が進んでいると思う市民の割合	64.1%	24.8%	11.1%	76.0%
介護予防と認知症に対する取組が進んでいると思う市民の割合	31.2%	44.8%	24.0%	40.0%

2 代表となる指標

指標名	現状値	目標値 令和8年度 (2026年度)
市立病院の紹介率	71.2% 令和元(2019)年度	80.0%
市立病院の逆紹介率	60.9% 令和元(2019)年度	65.0%
健康増進のために取り組んでいることがある市民の割合	90.0% 令和2(2020)年度	93.5%
健康診断やがん検診、人間ドックを受けた市民の割合	80.0% 令和2(2020)年度	86.0%
特定健康診査の受診率	36.3% 令和元(2019)年度	43.0%
長寿健康診査の受診率	39.5% 令和元(2019)年度	41.5%
認知症や寝たきり予防について取り組んでいることがある市民の割合	78.9% 令和2(2020)年度	79.5%
高齢者のうち、介護を必要とする人（要介護・要支援認定者）の割合	14.3% 令和元(2019)年度	17.6%



2-4 多様性の尊重と平和都市の推進

目指す姿	・年齢、性別、国籍、心身の特性、考え方などにかかわらず、一人一人が互いの存在を尊重できるまちが実現されています。 ・虐待、DV（ドメスティックバイオレンス）などについての相談・支援体制が充実しています。 ・戦争の悲惨さと平和の尊さについて理解が深まっています。
第1期基本計画での取組方針	・互いを尊重し合えるよう、多様性、多文化共生についての啓発を推進します。 ・被害者、相談者の立場に立ったきめ細かな支援を行うため、関係機関相互の連携強化を図り、情報共有や支援体制を充実させます。 ・平和について理解を深めるための取組を推進します。

現状と課題

- 人権を尊重し、多様性に配慮する意識を醸成することが求められています。関係団体と連携しながら、あらゆる年代に対して、啓発を行う必要があります。
- 出入国管理法の改正により、外国人住民の増加が見込まれています。生活習慣の相違等について相互理解を進める必要があります。また、海外友好都市等との交流機会は増加しているものの、民間団体主導による交流が少ない状況です。海外友好都市等との交流を活性化するため、民間団体等による交流活動を支援する必要があります。
- 人権侵害等の不安がなく暮らせることが求められています。人権等についての不安や悩みの解消を図る必要があります。また、児童虐待やDV等について、内容の多様化、複雑化が進んでいます。個々の事案に応じた適切な支援を進める必要があります。
- 戦争を知らない世代が増える中、平和推進事業への若い世代の参加が少ない状況です。平和の大切さを伝えられるよう、参加率向上に向けた効果的な啓発事業に取り組む必要があります。

施策の方向（行政が取り組むこと）

1 多様性に対する理解の促進

人権について正しく理解し、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し行動できるよう、市民、地域、学校、事業者等と協働、連携しながら、ライフステージに合わせた人権教育・啓発を推進します。

2 多文化共生の推進

国籍に関係なく、地域の構成員として共に生活できるよう、必要な情報を提供し、日常生活を支援するとともに、関係機関との連携、海外友好都市等との交流を進め、国際理解や多様な価値観への理解を促進します。

3 相談・支援体制の充実

人権侵害やその脅威・不安等について、気軽に相談できるよう、相談窓口の周知を図るとともに、相談体制の充実に努めます。

また、複雑化、多様化する人権問題に総合的かつ迅速に対応できるよう、国、県等の関係機関・相談支援機関や各種団体との連携強化を図ります。

4 平和都市の推進

「国際平和と核兵器廃絶を求める都市宣言“あつぎ”」を広く周知するとともに、戦争を知らない世代が、興味や関心を持てる方法で、平和への理解を促進します。

みんなができること

市民ができること	事業者ができること
・多様性について理解を深める事業に参加する。 ・性別に関係なく、家事、育児、介護などを協力して行う。 ・国際交流事業やイベントに参加する。 ・困りごとを抱えている人に相談窓口を教える。 ・平和についての事業に参加する。	・性別などに関係なく、能力や適性をいかせる職場環境を整える。 ・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進する。 ・従業員等に対して多様性について啓発する。

成果指標

1 市民実感度

指標名	現状値 令和2年度 (2020年度)			目標値 令和8年度 (2026年度) ※そう思う・やや そう思う市民の割 合
	やや そう 思う	どちら でもない	あまり そう 思わ ない・ そう 思わ ない	
国籍や民族、性別、心身の特性などの異なる人々が、互いの違いを尊重できるまちづくりが進んでいると思う市民の割合	26.7%	47.6%	25.7%	30.0%
困りごとに対する相談・支援体制が充実していると思う市民の割合	27.1%	45.7%	27.2%	30.0%
平和についての啓発が進んでいると思う市民の割合	17.5%	49.7%	32.8%	40.0%

2 代表となる指標

指標名	現状値	目標値 令和8年度 (2026年度)
人権講座参加者の人権意識高揚度	86.2% 令和元(2019)年度	86.8%
民間団体等による国際交流活動に対する補助金交付件数	3件 令和元(2019)年度	9件
海外友好都市等との交流活動件数	15件 令和元(2019)年度	21件
日本語教室参加者数	5,179人 令和元(2019)年度	5,500人
児童虐待相談に対し速やかに(48時間以内)対応できた件数の割合	73.7% 令和元(2019)年度	100%
平和のための展示会参加者数	509人 令和元(2019)年度	630人

3 夢や希望を持ち、自己実現ができるまち



3-1 学校教育の充実

目指す姿	子ども一人一人が伸び伸びと学び、自分の進みたい道を選択するために必要な学力及び心身を育むことができる教育環境が整備されています。
第1期基本計画での取組方針	・これからの社会の変化に対応できるよう、生きる力を育みます。 ・教職員の資質、能力、指導力を一層向上させるため、研究・研修等により教育環境の充実を図ります。 ・安心・安全で快適な教育環境の確保を図ります。 ・様々な課題や困難を抱える子どもと保護者に対し、状況に応じた相談・支援体制を充実させます。

現状と課題

- 子どもたちが将来の夢や希望に向かって進むことができる取組が求められています。子どもの個性や特性を踏まえた教育内容の充実や、それぞれの状況に応じた対応を行う必要があります。
- 国際化やICT（情報通信技術）の進展への対応など、求められる教育内容が変化しています。教職員の資質、能力を一層向上させるため、研究や研修に取り組む必要があります。
- 学校施設の老朽化が進んでいます。施設の改修等により安全性を確保するとともに、児童・生徒数の変動に対応した学校の在り方について検討を進める必要があります。
- 教育においていじめ、暴力行為などへの対応に関するニーズが高まっています。必要な支援を受け、安心して学校生活を送ることができる環境を整備する必要があります。

施策の方向（行政が取り組むこと）

1 自立につながる生きる力の育成

本市独自の特色ある学校づくりを進めるとともに、個に応じたきめ細かな指導を充実させることにより、基礎的な知識、技能や学ぶ意欲の向上を図ります。

2 子どもたちを育てる支援体制の充実

子ども一人一人の課題や教育的ニーズに応じた指導、支援を行うため、教職員の資質・能力を向上させることにより、質の高い教育環境の充実を図ります。

3 安全な教育環境の整備

適切で計画的な学校施設の維持管理と予防保全等を実施することにより、子どもたちが安心して安全に学校生活を送ることができる快適な教育環境を確保します。

また、市立小・中学校の適正規模・適正配置に係る検討を進めます。

4 安心して共に学べる教育の推進

学校生活を進める上で支援を必要とする子どもや、外国につながる子ども、学校に行きづらさを感じている子どもなどへの支援を推進します。

また、子どもや保護者が学校生活に関する不安や悩みについて安心して相談でき、支援を受けられる体制を構築します。

みんなができること

市民ができること	事業者ができること
- 子どもたちの登下校を見守る。 - 授業の補助など学習支援に協力する。 - 校内の草刈りや美化清掃など学びの場の整備に協力する。 - かけこみポイント※に登録する。	- 経験や専門性をいかした授業支援や出前授業などを実施する。 - 職業体験に協力する。 - かけこみポイント※に登録する。

※かけこみポイント：子どもたちが、登下校時や遊んでいるときなどに、公園、道路などで不審者による犯罪に巻き込まれそうになったときや被害を受けたとき又は災害時に安心して避難できる緊急避難場所

成果指標

1 市民実感度

指標名	現状値 令和2年度 (2020年度)			目標値 令和8年度 (2026年度) ※そう思う・やや そう思う市民の割 合
	ややそう 思う	どちらか でもない	あまりそう 思わない ・ そう 思わない	
子どもたちが自ら課題に取り組む意欲をもっていると思う市民の割合	26.8%	52.2%	21.0%	35.0%
教職員研修や各種支援員の配置など、子どもたちを育てるための支援体制が充実していると思う市民の割合	29.7%	51.6%	18.7%	35.0%
安全な教育環境の整備が進んでいると思う市民の割合	37.3%	48.2%	14.5%	39.7%
人権教育やインクルーシブ教育※の推進により、子どもたちが安心して共に学べる取組が進んでいると思う市民の割合	28.3%	56.2%	15.5%	35.0%

※インクルーシブ教育：共生社会の実現に向け、障がいのあるなしにかかわらず、できるだけ全ての子どもが同じ場で共に学び、共に育つための教育

2 代表となる指標

指標名	現状値	目標値 令和8年度 (2026年度)
全国学力・学習状況調査の全国の平均正答率に対する本市の達成率	95.8% 令和元（2019）年度	101.0%
ICTを活用して授業を行った教員の割合	70.4% 令和元（2019）年度	100.0%
校舎の外壁、屋上などの長寿命化改修率	58.5% 令和元（2019）年度	69.0%
子どもたちの心に思いやりの気持ちが育っていると思う市民の割合	61.1% 令和2（2020）年度	65.0%
全国学力・学習状況調査の思いやりに関する設問に肯定的に回答した児童・生徒の割合	86.3% 令和元（2019）年度	90.0%



3-2 地域での学びを支える社会教育と生涯学習の推進

目指す姿	・地域の実情に応じた学習機会の創出や地域の人材を活用した学習支援づくりが進んでいます。 ・家庭、地域、学校が連携し、家庭教育の充実が図られています。 ・生涯にわたって多様な学習機会が提供され、学びや交流、つながりの拠点が整備されています。 ・地域における子どもたちの健全育成に対する取組が進んでいます。
第1期基本計画での取組方針	・多様な学習機会の提供、地域住民の出会いや交流、つながりの拠点である公民館活動を推進します。 ・教育の出発点である家庭の教育力を高めるため、家庭教育を推進します。 ・生涯にわたって自ら学び続けられる学習環境を提供します。 ・地域全体で青少年の健全な育成を図るため、関係団体の活動の支援や子どもの居場所づくりを進めます。

現状と課題

- 地域力の向上のため、多様化、高度化する学習ニーズに対応することが求められています。地域特性をいかした学習機会の提供や、地域の結びつきの強化や教育の充実を図るための拠点の整備を進める必要があります。
- 家庭・地域での教育は、健全な心身や基本的な生活習慣、コミュニケーション能力を育む重要な場であることから、家庭・地域での教育力を高めることが求められています。保護者や地域が教育の重要性を再認識し取り組むことができるよう、支援する必要があります。
- 価値観が多様化する中、様々な学習ニーズに対応することが求められています。市民がいつでも、どこでも、誰でも、気軽に生涯にわたり学び続けられる環境を整える必要があります。
- 青少年を取り巻く環境が変化する中、困難を抱える青少年への支援が求められています。青少年が豊かな人間性や社会性を身に付けられるよう、様々な体験や多様な世代との交流ができる環境を整える必要があります。

施策の方向（行政が取り組むこと）

1 地域主体で取り組む社会教育の振興

公民館における各種学級・講座、事業の充実や必要な機能、施設の整備により、公民館の地域コミュニティ活動や地域教育の拠点性の向上を図ります。

2 家庭・地域・学校の協働の推進

家庭・地域・学校がそれぞれの役割を担い、相互に補完し、協力しながら、家庭の教育力向上等に向けた取組の充実を図るとともに、家庭教育の重要性について理解が深まるよう啓発を行います。

3 生涯学習活動の推進

年代に応じた様々な学習機会の提供、読書環境の充実、誰もが生涯学習活動に参加しやすい環境の整備、地域人材の積極的な活用と指導者やボランティアの育成等により、生涯にわたり学ぶことができる環境づくりを推進します。

4 青少年の健全育成に向けた取組の推進

青少年の主体性や社会性を育む多様な学習、活動、体験の機会及び場の提供並びに指導者、関係団体の支援に取り組みます。また、青少年の悩み、薬物及び非行問題、有害環境などに対応するため、各関係機関・団体との連携を強化します。

みんなができること

市民ができること	事業者ができること
・ 公民館での事業やイベントに参加する。 ・ 家庭教育や子どもの育ちを地域全体で支援するため、地域の子どもたちに関心を寄せ、あいさつや声掛けを行う。 ・ あつぎ協働大学※¹ や輝き厚木塾※² など生涯学習活動に参加する。 ・ 市立図書館を利用するなど、本に親しむ。 ・ 青少年の体験・交流活動を支援する。	・ 地域での事業やイベントに対する理解を深め、協力をする。 ・ サークル活動などの場で、指導者として教えることができる機会を設け、地域での学びに協力する。

※1 あつぎ協働大学：市内5大学及び市内企業との連携協働により、大学の特色をいかした講座及び企業の技術や取組を学ぶ講座

※2 輝き厚木塾：市民が講師となり、自ら講座を企画・運営する生涯学習事業

成果指標

1 市民実感度

指標名	現状値 令和2年度 (2020年度)			目標値 令和8年度 (2026年度) ※そう思う・やや そう思う市民の割 合
	やや そう 思う	どちら でもない	あまり そう 思わない	
地域のニーズを踏まえた社会教育の取組が進んでいると思う市民の割合	26.0%	53.7%	20.3%	32.0%
家庭・地域・学校の協働が推進されていると思う市民の割合	33.3%	47.7%	19.0%	39.0%
生涯学習活動の支援や誰もが気軽に活動できる学習環境の整備が進んでいると思う市民の割合	30.3%	48.3%	21.4%	36.0%
青少年健全育成会、子ども会活動など、青少年の健全育成の取組が充実していると思う市民の割合	29.7%	47.2%	23.1%	40.0%

2 代表となる指標

指標名	現状値	目標値 令和8年度 (2026年度)
公民館を利用している市民の割合	28.6% 令和2（2020）年度	33.0%
公民館での学級・講座参加者の満足度	70.1% 令和元（2019）年度	73.1%
地域や学校の行事に参加又は協力している市民の割合	34.0% 令和2（2020）年度	40.0%
家庭教育支援事業に参加した保護者の家庭教育への有効度	97.3% 令和元（2019）年度	97.5%
生涯学習活動を行っている市民の割合	41.6% 令和2（2020）年度	47.0%
図書館を利用している市民の割合	22.0% 令和2（2020）年度	30.0%
図書館の貸出者数	408,233人 令和元（2019）年度	490,000人
青少年健全育成団体が行った事業の参加率	45.7% 令和元（2019）年度	60.0%



3-3 文化芸術の振興

目指す姿	・身近に本市の歴史や文化芸術に触れる機会が提供されています。 ・本市の伝統文化・芸能や文化財が、次の世代へ保存・継承されています。
第1期基本計画での取組方針	・文化、芸術に触れる機会を提供するとともに、文化芸術活動に取り組みやすい環境の整備に努めます。 ・郷土の文化や自然、文化財、伝承してきた伝統芸能を受け継ぎ、後世に伝えるため、活動の場の充実や後継者の育成を支援します。

現状と課題

- 誰もが気軽に文化芸術に触れ、親しむことができる環境づくりが求められています。文化芸術活動の充実に取り組む必要があります。
- 価値観・ライフスタイルの変化等により、地域の伝統文化に対する関心や意識が変化しています。先人から受け継いだ地域の宝である郷土の文化を、風化させずに次の世代へ伝えていく必要があります。

施策の方向（行政が取り組むこと）

1 文化芸術活動の推進

様々な世代の多様なニーズを捉えた文化芸術事業を企画・実施し、文化芸術の振興に向けた環境づくりに取り組みます。

2 郷土文化の継承と発展

市民協働により、伝統文化・芸能や文化財の保護及び活用を図ることで、市民の郷土文化に関する理解を深め、継承につなげます。

まちづくりのビジョン3 夢や希望を持ち、自己実現ができるまち

みんなができること

市民ができること	事業者ができること
- 文化芸術事業やイベントに参加する。 - 自身の文化芸術に関する経験や知識などをいかし、文化芸術活動に協力する。 - 地域の文化財や郷土文化に興味を持ち、関連する活動に参加する。	文化芸術事業やイベントに対する理解を深め、協力をする。

成果指標

1 市民実感度

指標名	現状値 令和2年度 (2020年度)			目標値 令和8年度 (2026年度) ※そう思う・やや そう思う市民の割 合
	やや そう思う ・	ど ちら でも ない	あ まり そ う 思 わ な い	
文化芸術に親しむ機会が提供されていると思う市民の割合	41.1%	36.6%	22.3%	46.0%
郷土文化の継承と発展の取組が進んでいると思う市民の割合	37.5%	37.8%	24.7%	44.0%
あつぎ郷土博物館の取組が進んでいると思う市民の割合	38.1%	40.9%	21.0%	44.0%

2 代表となる指標

指標名	現状値	目標値 令和8年度 (2026年度)
市内で文化芸術に親しんでいる市民の割合	18.9% 令和2(2020)年度	24.0%
文化芸術事業の参加者数	4,729人 令和元(2019)年度	5,200人
厚木の郷土文化に興味がある市民の割合	49.2% 令和2(2020)年度	55.0%
あつぎ郷土博物館の講座及び展示における満足度	90.2% 令和元(2019)年度	92.0%
郷土芸能の公演及び体験講座の参加者数	8,678人 令和元(2019)年度	8,800人

1

基本計画の策定（パブコメ対象外）

2

基本構想（パブコメ対象外）

3

基本計画案（パブコメ対象）

1

2

3

4

5



3-4 生涯スポーツの振興

目指す姿	いつでも、どこでも、誰でも、いつまでもスポーツを楽しみ、スポーツを通じて相互理解を深めることができる環境が整備されています。
第1期基本計画での取組方針	・誰もが、自発的に様々な形でスポーツ活動に取り組めるよう、スポーツイベントの拡充や施設の整備及び充実に取り組みます。 ・トップアスリートの育成及び指導者の育成を支援し、競技スポーツ活動を推進します。

現状と課題

- 生涯にわたって、一人一人の興味や関心、目的に応じてスポーツを楽しむ環境づくりが求められています。様々なスポーツ活動の機会を提供する必要があります。
- トップアスリートを輩出することは、地域の誇りとなるとともに、スポーツ人口の拡大につながるため、国際大会や全国大会で活躍できるアスリートの育成が求められています。最高峰の競技を間近で体感し、スポーツの魅力を感じられる環境を整備する必要があります。
- 既存のスポーツ施設の老朽化が進んでいます。安全にスポーツに親しめるよう、施設の改修や適切な維持管理を進める必要があります。また、施設の利用状況や市民ニーズの多様化を踏まえ、施設の整備や配置の適正化を進める必要があります。

施策の方向（行政が取り組むこと）

1 生涯スポーツ活動の推進

いつでも、どこでも、誰でも、いつまでも興味や関心、目的に応じてスポーツに親しむことができるよう、スポーツイベントの開催等を通じて、様々なスポーツ活動の機会を提供します。

2 競技スポーツ活動の推進

子どもたちの育成や競技団体の競技力の底上げを図るため、あつぎスポーツアカデミーを推進するとともに、スポーツ活動を支える団体、指導者、スポーツボランティアなどの育成及び活用を進めます。

3 スポーツ施設の整備・充実

身近な場所で、いつでも気軽にスポーツができるよう、既存スポーツ施設の整備及び充実、学校体育施設の開放など、多様なスポーツ活動の場を提供するとともに、公共スポーツ施設の特性に応じた効果的で効率的な施設運営を行います。

みんなができること

市民ができること	事業者ができること
・スポーツ活動に参加する。 ・自身のスポーツに関する経験や知識などをいかし、スポーツ活動に協力する。	・スポーツイベントを主催する。 ・スポーツイベントに協力する。

成果指標

1 市民実感度

指標名	現状値 令和2年度 (2020年度)			目標値 令和8年度 (2026年度) ※そう思う・やや そう思う市民の割 合
	やや そう 思う	どちら でもない	あまり そう 思わない	
運動・スポーツ活動の機会が提供されていると思う市民の割合	50.2%	31.4%	18.4%	56.0%
スポーツ教室の開催や指導者の育成など、競技力を向上するための取組が充実していると思う市民の割合	31.5%	46.5%	22.0%	37.0%
スポーツ施設が充実していると思う市民の割合	42.7%	32.3%	25.0%	48.0%

2 代表となる指標

指標名	現状値	目標値 令和8年度 (2026年度)
運動やスポーツを週3回以上行っている市民の割合	34.5% 令和2（2020）年度	40.0%
スポーツ指導者養成研修等参加者数	1,083人 令和元（2019）年度	1,150人
公共スポーツ施設の利用者数	1,529,937人 令和元（2019）年度	1,800,000人

4 人が集い、交流し、新たな価値を生むまち



4-1 誰もが生活しやすいコンパクト・プラス・ネットワークの推進

目指す姿	- 誰もが公共交通等を利用して快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができるまちが実現されています。 - 空き家の発生が抑制されるとともに、市営住宅については、安全で快適な状態が保たれ、暮らしやすい住環境が形成されています。
第1期基本計画での取組方針	- 都市機能の維持・誘導や、バス路線沿線への居住及び生活利便施設の緩やかな誘導を図り、住み慣れた地域での生活利便性を高めます。 - 幹線道路の計画的な整備や、生活道路の効果的な整備を推進します。 - コミュニティ交通導入の検討や、環境に優しい移動手段への転換を推進します。 - 新たな空き家等の状況把握に努め、管理不全な状況の改善・解消を図るとともに、空き家の有効活用を促進し、空き家に起因する様々な不安の解消に努めます。 - 市営住宅の長寿命化を計画的に実施し、安全で快適な生活環境を安定的に提供します。

現状と課題

- 今後、人口減少や少子高齢化の更なる進展が見込まれています。将来にわたって日常生活に必要な生活サービス水準を確保し、都市と地域の活力を維持していくためには、コンパクトで持続可能なまちづくりに取り組む必要があります。
- 日常生活における交通利便性向上が求められています。交通ネットワークを充実し、都市機能と居住機能とのアクセス性を向上させる必要があります。
- 産業拠点の創出を進めるために、都市計画道路などの周辺整備が求められています。都市計画道路を含む幹線道路を計画的に整備する必要があります。
- 環状方向への移動など、更なる交通利便性の向上が求められています。公共交通とコミュニティ交通などの補助交通を組み合わせるなど、市内の交通混雑緩和に向けた取組を進める必要があります。
- 単身高齢者の増加に伴い、空き家数が増加傾向にあります。一戸建の空き家については、所有者の高齢化、家屋の老朽化が進んでおり、発生の予防や解消につながる取組を総合的かつ計画的に実施する必要があります。
- 市営住宅は建設から20年以上の住戸の割合が高い状況です。安全で快適な状態を維持するため、市営住宅の修繕等を計画的に実施する必要があります。

施策の方向（行政が取り組むこと）

1 コンパクトなまちづくりの推進

公共交通等を利用して誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる都市を実現するため、鉄道駅周辺の都市機能の維持又は誘導を図るとともに、バス路線沿線など公共交通の利便性の高い地域に、居住や生活利便施設を緩やかに誘導します。

2 市民生活や産業活動を支える道路ネットワークづくりの推進

市内の道路ネットワークの充実を図るため、都市計画道路を含む幹線道路を計画的に整備し、交通混雑の解消を進めます。また、日常生活の利便性、安全性を高めるため、生活道路の効果的な整備を推進します。

3 移動しやすい公共交通環境の整備

更なる移動環境の向上を図るため、路線バスの利便性向上を進めるとともに、路線バスを補完するコミュニティ交通導入を検討します。また、公共交通利用への転換を促進し、環境に優しい移動手段の普及啓発を推進します。

4 安全で快適な住環境の整備

空き家等の状況把握に努め、管理不全な状況の改善及び解消を図るとともに、利用可能な空き家については、空き家バンクを活用するなど、空き家に起因する犯罪や災害等の未然防止に努めます。

また、市営住宅については、厚木市市営住宅等長寿命化計画などに基づき、予防保全的な修繕や改善等を適正かつ効率的に実施することにより、施設の長寿命化を図ります。

みんなができること

市民ができること	事業者ができること
・公共交通を積極的に利用する。 ・道路整備に対する理解を深め、協力をする。 ・空き家の利活用に協力する。	・通勤手段として公共交通の利用を推奨する。 ・道路整備に対する理解を深め、協力をする。

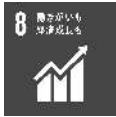
成果指標

1 市民実感度

指標名	現状値 令和2年度 (2020年度)			目標値 令和8年度 (2026年度) ※そう思う・やや そう思う市民の割 合
	やや そう 思う	ど ち ら でも ない	あ ま り そ う 思 わ な い ・ そ う 思 わ な い	
日常生活に必要な施設（スーパー、コンビニ、診療所など）が身近にあると思う市民の割合	76.2%	10.4%	13.4%	80.6%
安心・安全に通行できる道路環境の整備の取組が進んでいると思う市民の割合	39.8%	30.6%	29.6%	43.0%
通勤や買物など日常生活における移動がスムーズにできていると思う市民の割合	54.4%	21.7%	23.9%	64.4%
空き家の対策など住環境の整備の取組が進んでいると思う市民の割合	14.1%	41.9%	44.0%	60.0%

2 代表となる指標

指標名	現状値	目標値 令和8年度 (2026年度)
スーパーマーケット・ドラッグストアの徒歩圏人口カバー率	79.4% 令和2 (2020) 年度	80.6%
幹線道路（1・2級市道）等の整備延長（累計）	103m 令和元 (2019) 年度	623m
公共交通の徒歩圏人口カバー率	85.1% 平成27 (2015) 年度	85.2%
路線バスの利用者数（1日当たり）	70,000人 平成30 (2018) 年度	70,000人
管理不全であるため、助言等が必要な空き家数	63軒 令和元 (2019) 年度	50軒



4-2 魅力ある中心市街地等の形成

目指す姿	中心市街地等の再整備により、都市機能や交通利便性が向上し、魅力にあふれた街並みが形成され、誰もが訪れてみたい、歩いて楽しいまちが実現されています。
第1期基本計画での取組方針	- 官民が連携して本厚木駅周辺及び愛甲石田駅周辺の再整備を進めることにより、中心市街地等の魅力向上とともに、都市機能の充実に取り組みます。 - 空き店舗の活用やイベントの開催により、市街地のにぎわいを創出します。

現状と課題

- 中町第2-2地区においては、新たな集客の核となる図書館、（仮称）未来館、市庁舎等からなる複合施設の整備を計画しています。整備に伴い、交通利便性を高める必要があります。
- 本厚木駅周辺の中心市街地では、駅南口地区の市街地再開発事業により都市機能などの更新が図られましたが、駅北口広場に面する街区では建物の老朽化が進み、北口広場ではバス乗降場が不足しています。一体的な再整備を進める必要があります。
- 愛甲石田駅周辺では、駅利用者の増加により、駅北口広場が手狭になり、駅周辺では慢性的な混雑があります。交通環境上の課題を踏まえ、駅北口広場拡張を基本とした駅周辺地区の整備を進める必要があります。
- 郊外の大規模小売店舗の出店やECサイト（電子商取引）の台頭により、消費者の買物方法は多様化しており、商店街での買物客の減少や空き店舗の増加による空洞化が懸念されますが、本市では、飲食業や生活関連サービス業を中心とした新規出店によって、中心市街地の空き店舗数は減少傾向にあります。引き続き、中心市街地の商業の魅力を高め、にぎわいを確保する必要があります。

施策の方向（行政が取り組むこと）

1 中心市街地等の都市機能の向上

本厚木駅周辺は、商業・業務、行政、文化などの多様な都市機能の集積や交通結節機能の充実を図るとともに、居心地が良く、歩いて楽しい市街地の創出による魅力ある拠点的形成します。

愛甲石田駅周辺は、地域の生活を支える商業・業務等の都市機能の集積や交通結節機能の充実を図るとともに、駅へのアクセス性を高める周辺道路整備を進めます。

2 にぎわい創出に向けた取組の推進

商店街が実施するイベントや環境整備などにより、人でにぎわう市街地となるよう、空き店舗対策やイベント開催の支援を行います。

みんなができること

市民ができること	事業者ができること
- 市内の商店街や店舗で買物をする。 - 祭りやイベントに参加する。	- 子育てパスポート AYUCO※サポーター店舗に登録する。 - にぎわい創出のイベントなどを開催する。 - にぎわい創出イベントなどに協力する。

※子育てパスポート AYUCO：子育て世帯が会員登録をして、市内の協賛店（サポーター店舗）で買物や飲食の際に AYUCO カードを提示すると、割引や特典などのサービスを受けられる制度

成果指標

1 市民実感度

指標名	現状値 令和2年度 (2020年度)			目標値 令和8年度 (2026年度) ※そう思う・やや そう思う市民の割合
	やや そう 思う	どちら でもない	あまり そう 思わない	
中心市街地の整備が進んでいると思う市民の割合	42.9%	24.0%	33.1%	53.0%
中心市街地のにぎわいを感じている市民の割合	27.1%	24.3%	48.6%	50.0%

2 代表となる指標

指標名	現状値	目標値 令和8年度 (2026年度)
中心市街地の歩行者数	109,836 人 令和元（2019）年度	112,500 人
中心市街地の活性化イベント数	42 件 令和元（2019）年度	48 件



4-3 地域の個性をいかした魅力あるまちの実現

目指す姿	・交通利便性の高い新たな産業拠点が整備されることにより、雇用が拡大し、経済・産業が活性化したまちが実現されています。 ・自然景観が保全、継承されるとともに、都市機能と生活機能の両立が図られた地域特性をいかした魅力あるまちが実現されています。
第1期基本計画での取組方針	・森の里東地区、酒井地区などの新たな産業拠点の整備を進めます。 ・景観に配慮したまちづくりを進めます。

現状と課題

- 市街地・工業地と緑豊かな自然の共存が本市の特徴であることから、引き続き、都市としての機能性の向上や自然環境との調和を図ることが求められています。人口減少や高齢社会の進展等を踏まえ、持続可能なまちづくりを推進する必要があります。
- 山地・河川・里山・田園と市街地の景観の融合は、自然と都市が共存する厚木らしさを表すものです。今後のまちづくりにおいても、厚木らしい景観の維持形成に努める必要があります。
- 交通利便性が高い立地の優位性をいかし、産業の活性化を図ることが求められています。地域特性をいかした新たな産業拠点の整備を進める必要があります。

施策の方向（行政が取り組むこと）

1 地域に合った計画的な土地利用の推進

自然環境との調和を図り、各地域の特徴をいかした土地利用を進めます。

2 景観形成の推進

自然と都市が融合する厚木の景観の形成を行うとともに、景観の魅力を周知します。

3 新たな産業拠点の整備

森の里東地区や酒井地区、山際地区及び山際北部地区において、本市の交通利便性を活用した魅力ある拠点の整備を進めます。

みんなができること

市民ができること	事業者ができること
・産業拠点の整備や地域活性化のための土地 地区画整理事業に対する理解を深め、協 力をする。	・産業拠点の整備や地域活性化のための 土地地区画整理事業に対する理解を深 め、協力をする。

成果指標

1 市民実感度

指標名	現状値 令和2年度 (2020年度)			目標値 令和8年度 (2026年度) ※そう思う・やや そう思う市民の割 合
	やや そう 思う	どちら でもない	あまり そう 思わない	
広域交通網の高い利便性をいかした土地利 用が進められていると思う市民の割合	55.6%	24.9%	19.5%	60.0%
山地、河川、市街地などの景観が守られて いると思う市民の割合	46.7%	29.7%	23.6%	48.5%
新たな産業拠点の創出が進んでいると思う 市民の割合	28.8%	36.8%	34.4%	32.0%

2 代表となる指標

指標名	現状値	目標値 令和8年度 (2026年度)
森の里東土地地区画整理事業の産業用地創出面積	6.9ha 令和元（2019）年度	26.8ha
酒井土地地区画整理事業の産業用地創出面積	0ha 令和元（2019）年度	20.6ha



4-4 産業・商業の振興

目指す姿	・市内外からの買物客に親しまれ、活気ある商店街が広がっています。 ・創業支援と中小企業支援が充実し、多様な人材が活躍できるまちが実現されています。 ・産業が集積し、雇用が創出されています。 ・市内企業等において、先端技術が導入され、事業の継続が図られることにより、効率的で利便性の高い、活力あるまちが実現されています。
第1期基本計画での取組方針	・市民や来訪者が立ち寄りたくなる、利便性が高く魅力ある商店街づくりを推進します。 ・創業希望者に対する支援を行い、地域経済の安定的な発展及び新たな雇用機会の創出を図ります。 ・中小企業に対し、企業の課題解決に向けた相談支援等を行い、経営の安定化を促進します。 ・企業立地支援策の充実を図り、誘致を促進します。 ・先端技術導入の促進を図るため、企業等の取組を支援します。

現状と課題

- 商店会や大規模小売店舗、商工会議所と連携した、活気ある商店街づくりが求められています。また、キャッシュレスシステムの普及促進などにより、買物における利便性の向上を図る必要があります。
- 経営者の高齢化や後継者不足を背景に、休廃業・解散企業は増加傾向にあります。創業や中小企業・小規模企業の事業承継を促す必要があります。
- 雇用の創出を図るため、産業の集積が求められています。首都圏中央連絡自動車道（圏央道）、新東名高速道路等のインターチェンジ開設による交通アクセスの利便性など本市の魅力を引き続き PR するとともに、独自性に富んだ企業誘致策を推進する必要があります。
- 先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、イノベーション（技術革新）から新たな価値が創造されることにより、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会「Society 5.0」の実現が求められています。企業等における先端技術導入の促進に向けた取組が必要です。

施策の方向（行政が取り組むこと）

1 商業の活性化に向けた取組の推進

市民や市外からの買物客に親しまれ魅力ある商店街づくりを地域一体となって推進します。

2 創業支援と中小企業支援の充実

商工団体等と連携しながら、創業や事業承継する方を支援します。また、中小企業のイノベーション（技術革新）を促進し、持続的な成長を図ります。

3 企業誘致の促進

幹線道路整備による交通アクセスの優位性等をいかした企業誘致を促進し、雇用の創出や持続可能な財政基盤の構築を図ります。

4 先端技術産業の推進

先端技術の導入を促進するため、企業等における生産性向上に向けた取組等を支援します。

みんなができること

市民ができること	事業者ができること
・市内の商店街や店舗で買物をする。 ・祭りやイベントに参加し、市内店舗を利用する。	・祭りやイベントなどの機会を捉え、売上向上を図る。 ・子育てパスポート AYUCO※サポーター店舗に登録する。 ・産学公連携による製品開発・技術開発を推進する。 ・職業体験への協力やインターンの受入を行う。

※子育てパスポート AYUCO：事業協力店舗（サポーター店舗）の協力の下、飲食や買物等をする、割引や特典等のサービスを受けられるカードを子育て世帯に発行する事業

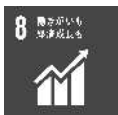
成果指標

1 市民実感度

指標名	現状値 令和2年度 (2020年度)			目標値 令和8年度 (2026年度) ※そう思う・やや そう思う市民の割 合
	やや そう 思う	どちら でもない	あまり そう 思わない・ そっ 思わない	
商店街など、市内に利用したい店舗があると思 う市民の割合	43.2%	23.6%	33.2%	46.0%
創業支援や中小企業支援が充実していると思 う市民の割合	18.2%	51.8%	30.0%	25.0%
企業誘致が進んでいると思う市民の割合	25.5%	43.3%	31.2%	31.0%
様々な分野でのロボットの導入など、先端技 術産業の推進が図られていると思う市民の割 合	21.5%	37.5%	41.0%	25.0%

2 代表となる指標

指標名	現状値	目標値 令和8年度 (2026年度)
主に利用する店舗が市内にあると回答した市民の割 合	85.5% 令和2 (2020) 年度	88.0%
本市の支援策により創業した人数	3人 令和元 (2019) 年度	4人
中小企業資金融資利子補給金交付件数	1,200件 令和2 (2020) 年度	1,260件
企業立地件数	5件 令和元 (2019) 年度	11件



4-5 安心して働くことができるまちの実現

目指す姿	多様な人材が、その経験や能力を十分に発揮し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図りながら、安心して働くことのできる環境が整備されています。
第1期基本計画での取組方針	・関係機関と連携しながら、求職者に対する就業相談、スキルアップの機会を提供します。 ・中小企業等で働く勤労者やその家族に対して福利厚生制度の充実など必要な支援を行います。

現状と課題

- 個人のニーズに合わせた働き方が可能となる環境づくりが求められています。ワーク・ライフ・バランスの推進や働き方改革を促進する必要があります。
- 中小企業において、勤労者が安心して働くことのできる環境が求められています。勤労者のニーズに合わせた福利厚生制度を充実させる必要があります。

施策の方向（行政が取り組むこと）

1 勤労者支援の充実

勤労者に対して、関係機関と連携し、相談の場やスキルアップの機会などを提供します。また、事業者に対して、多様な人材を確保するための支援や働き方改革を促進するため、ワーク・ライフ・バランスの推進を啓発するとともに、人材確保のためのマッチング支援等を推進します。

2 勤労者の福利厚生支援

勤労者が安心して働くことのできる環境を整えるため、勤労者のニーズを把握するとともに、関係機関と連携しながら、中小企業における福利厚生事業の充実など、必要な支援を行います。

みんなができること

市民ができること	事業者ができること
・あつぎ家庭の日※には、家庭で過ごす。	・多様な人材を登用する。 ・ワーク・ライフ・バランスの推進など働きやすい職場環境を整える。 ・あつぎ家庭の日※を周知する。

※あつぎ家庭の日：厚木市子ども育成条例において、家族の絆を大切にしよう定めた日。毎月第3水曜日。

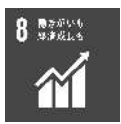
成果指標

1 市民実感度

指標名	現状値 令和2年度 (2020年度)			目標値 令和8年度 (2026年度) ※そう思う・やや そう思う市民の割 合
	やや そう思う	どちら でもない	あまり そう 思わない・ そう 思わない	
就労のための情報提供や相談の実施など、就労支援や勤労者への支援が充実していると思う市民の割合	23.7%	46.0%	30.3%	30.0%

2 代表となる指標

指標名	現状値	目標値 令和8年度 (2026年度)
障がい者雇用奨励金交付件数	35 件 令和2（2020）年度	44 件
勤労者生活資金融資件数	8 件 令和2（2020）年度	50 件
中小企業退職金等共済掛金補助金交付事業者数	100 社 令和2（2020）年度	100 社



4-6 観光の振興

目指す姿	・周辺自治体との連携により、広域観光の推進が図られ、多くの周游客が訪れています。 ・観光資源の効果的な発信により、国内外から多くの観光客が訪れています。
第1期基本計画での取組方針	・近隣市町村や交通機関との連携を通じて広域観光を推進します。 ・観光資源の発掘、磨き上げ、活用とともに、豊かな自然や交通利便性の高さをいかした魅力ある観光地づくりを推進します。 ・対象に応じて適切な媒体を通じた情報発信を行います。

現状と課題

- 交通利便性の高さをいかした広域エリアの回遊性の向上が求められています。エリアが一体となった周遊及び誘客施策を進めていく必要があります。
- 全ての観光客が安心して便利に過ごせる環境づくりが求められています。自然や温泉を始め、食や文化といった既存の観光資源に加え、都心からのアクセスの良さや交通利便性の高さなど、本市の特徴をいかした取組を進める必要があります。また、趣味に特化した旅行の増加、体験や健康志向の高まりなど旅行形態が変化しています。変化を的確に捉えた施策を実施していく必要があります。
- スマートフォンの普及などにより、発信力が高まっている SNS※を活用するなど、対象に応じた効果的な情報発信が必要です。

※SNS：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。登録したユーザー同士が交流できる WEB サイトの会員制サービスのこと。

施策の方向（行政が取り組むこと）

1 広域観光の推進

近隣市町村と連携し、広域観光プロモーションを実施するなど、広域観光の取組を推進します。

2 観光資源の磨き上げの推進

旅行者のニーズやスタイルが多様化する中、選ばれる観光地を目指し、豊かな自然や温泉など既存の観光資源を活用した観光振興や新たな観光資源の発掘、磨き上げをするとともに、交通アクセスの良さなど、厚木らしさをいかした魅力ある観光地づくりを進めます。

3 情報発信の充実

必要な観光情報を的確に入手できるよう、SNS の活用による効果的な情報発信など、対象に応じて適切な媒体を通じた情報発信を行うとともに、観光のブランドイメージづくりを推進します。

まちづくりのビジョン4 人が集い、交流し、新たな価値を生むまち

みんなができること

市民ができること	事業者ができること
- 観光客などに対して温かいおもてなしの心で接する。 - 観光イベントに参加する。 - 本市の観光スポットなどの魅力を発信する。	- 祭りや観光イベントに協力する。 - 祭りや観光イベントに参加する。

成果指標

1 市民実感度

指標名	現状値 令和2年度 (2020年度)			目標値 令和8年度 (2026年度) ※そう思う・やや そう思う市民の割 合
	やや そう思う	どちら でもない	あまり そう 思わない	
大山や宮ヶ瀬を含む広域の観光に対する取組が進んでいると思う市民の割合	43.7%	34.0%	22.3%	50.0%
温泉、ハイキングコース、イベントなど、観光資源の活性化が図られていると思う市民の割合	42.6%	33.8%	23.6%	48.0%
観光情報の発信が充実していると思う市民の割合	37.1%	33.0%	29.9%	45.0%

2 代表となる指標

指標名	現状値	目標値 令和8年度 (2026年度)
市内観光スポットへの訪問、イベント参加をした市民の割合	23.8% 令和2(2020)年度	40.0%
観光消費額(年間)	173億円 令和元(2019)年	190億円
厚木市観光協会ホームページのアクセス件数	30,889件 令和2(2020)年度	36,000件

1

基本計画の策定（パブコメ対象外）

2

基本構想（パブコメ対象外）

3

基本計画案（パブコメ対象）

1

2

3

4

5



4-7 シティプロモーションと定住促進

目指す姿	・住みたい、働きたい、訪れたいと思える魅力あるまちが実現されています。 ・市民が誇りや愛着を持てるまちが実現されています。 ・バランスの取れた人口構成を確保しています。
第1期基本計画での取組方針	・市外や海外に本市の魅力を発信するとともに、市民がまちの魅力を実感できるよう、効果的な情報発信を行います。 ・バランスの取れた人口構成を確保するため、定住促進策を推進します。

現状と課題

- 住みたい、働きたい、訪れたいと思えるまちの実現が求められています。また、市民一人一人がまちの魅力を実感し、住みたいと思えるまちの実現が求められています。本市の魅力を最大限にいかすまちづくりを分野横断的に進めるとともに、魅力が確実に伝わるよう、対象に応じた効果的な情報発信を行う必要があります。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、本市の魅力の海外への発信や様々な分野における交流等の促進が図られる契機となることが期待されます。ホストタウンの取組を通じて、本市の魅力発信、スポーツ文化の振興、国際交流の推進、観光振興など、将来につながるレガシーを創出する必要があります。
- まちの活力維持を図り、バランスの取れた人口構成を確保することが求められています。転出抑制及び転入促進に対する取組を推進する必要があります。
- 新たな感染症の流行に伴う居住地に対する意識の変化などにより、交通利便性の高さや都市機能と自然環境の調和が図られたまちであるという本市の特徴が、選ばれるまちとしての優位性を高めることが予測されます。これらの優位性を最大限にいかせるよう、本市の魅力を効果的に発信する必要があります。

施策の方向（行政が取り組むこと）

1 シティプロモーションの推進

住みたい、働きたい、訪れたいと思える魅力あるまちづくりを、分野横断的に推進するとともに、本市の魅力を広く伝えるため、対象に応じた効果的な情報発信等の取組を進めます。

また、ワーケーション^{※1}等で訪れる人など、地域や地域の人々と多様に関わる関係人口^{※2}を増やし、より多様な人材が地域づくりに参画できる取組を推進します。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、ニュージーランドのホストタウンとして、歴史や文化、教育などを始めとした幅広い分野での交流により、将来につながるレガシーの創出を図ります。

※1 ワーケーション：仕事(Work)と休暇(Vacation)を組み合わせた欧米発の造語で、テレワーク等を活用し、普段の職場や居住地から離れ、リゾート地などの地域で普段の仕事を継続しながら、その地域ならではの活動も行うもの

※2 関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々

2 定住促進に向けた取組の推進

親元近居・同居や子育て世帯の住宅取得支援により、市外からの若年世帯の定住や保育士、看護職、介護職等の有資格者の転入を促進するなど、定住促進の取組を推進し、人口構成バランスの確保を図ります。

また、これらの取組について、対象に応じた効果的な情報発信を行います。

みんなができること

市民ができること	事業者ができること
・本市の魅力の発見や発信を行う。	・本市の魅力の発見や発信を行う。 ・従業員等に対して本市の魅力を周知する。

成果指標

1 市民実感度

指標名	現状値 令和2年度 (2020年度)			目標値 令和8年度 (2026年度) ※そう思う・やや そう思う市民の割 合
	やや そう思う・ ややそう思う	どちら でもない	あまり そう思わない・ そう思わない	
本市の魅力が市内外に発信されていると思う市民の割合	42.2%	26.6%	31.2%	50.0%
親元近居・同居のための住宅取得に対する補助など、定住促進の取組が進んでいると思う市民の割合	16.9%	50.7%	32.4%	70.0%

2 代表となる指標

指標名	現状値	目標値 令和8年度 (2026年度)
あつぎの魅力・交流事業において、「あつぎの魅力を感ずることができた」と思う市民の割合	87.8% 令和元(2019)年度	90.0%
ホストタウン交流事業参加者数	8,500人 令和元(2019)年度	500人
転入者数(親元近居・同居住宅取得等支援事業による転入者数など)	270人 令和元(2019)年度	373人



4-8 農業・林業・水産業の振興

目指す姿	・農業の担い手の育成や農地の有効活用が図られています。 ・市内で生産された新鮮で安心・安全な農畜水産物が提供され、地産地消が進んでいます。 ・農業者が生産から加工、販売までを手掛ける付加価値の高い農業経営が進んでいます。 ・鳥獣被害から農作物が守られています。 ・持続的な森林資源の循環が図られています。 ・アユ資源の安定確保が図られています。
第1期基本計画での取組方針	・農業後継者の育成支援等を通じた農業経営の安定化を図ります。 ・地産地消や6次産業化を推進します。 ・地域や関係団体と連携しながら、有害鳥獣による農作物被害を抑えます。 ・間伐材の有効活用等を促進し、林業支援を行います。 ・アユを活用した地域活性化を図ります。

現状と課題

- 農業従事者の高齢化や後継者不足が進んでいます。耕作放棄地を減らし、都市農業を持続的に発展させるため、担い手の育成や農地の有効活用を推進する必要があります。
- 新鮮で安全・安心な農畜産物の生産促進が求められています。朝市や夕焼け市の開催内容等の工夫を講じる必要があります。
- 農業者が生産から加工、販売までを手掛ける農業経営を推進することが求められています。また、地域産品を加工、販売する仕組みづくりに対する支援を行うとともに、「あつぎブランド」の確立、発信を進める必要があります。
- 年間を通じて多様な鳥獣による農作物被害が発生しています。各種鳥獣被害対策を進める必要があります。
- 森林の適正な管理及び伐採木の有効活用の促進が求められています。林道の整備や間伐材の有効活用等を推進する必要があります。
- 漁業の生産性向上を図ることが求められています。相模川流域の9市町村及び関係漁業団体が連携し策定した、浜の活力再生プランに基づき、関連する取組を推進する必要があります。

施策の方向（行政が取り組むこと）

1 農地有効利用の推進

持続的で環境に配慮した農業経営を支援するため、新たな担い手や認定農業者の育成を図るとともに、市民農園の運営や体験型農園を推進し、憩いと安らぎの場を提供します。

2 地産地消の推進・6次産業化の推進

農畜産物の地産地消と消費者の利便性向上を推進するため、直売所に関する情報発信を行うとともに、朝市、夕焼け市の内容の充実を図り、農業、生産者と触れ合うことができる場を提供します。

また、農業者等からの相談に応じて、関係機関と連携しながら、農畜産物の生産、販売、流通を促進するとともに、農畜産物の更なる付加価値向上を目指します。

3 鳥獣被害対策の強化

地域や関係団体と連携しながら、有害鳥獣による農作物被害を最小限に抑え、農業経営の安定化や生活被害を防止する対策を推進します。

4 林業への支援

人工林や林道等の計画的な整備や再生可能な森林資源である間伐材の有効活用や製品化等に関する取組を支援します。

5 水産業の活性化

相模川、中津川における漁業の生産性向上を目的として、アユの安定的な供給とアユを活用した地域の活性化を図ります。

みんなができること

市民ができること	事業者ができること
・農業体験イベントに参加する。 ・地場産品を購入する。	・関係団体などは本市の農畜産物の知名度アップに向けたPRを行う。 ・関係団体などは農業に親しむ機会を提供する。 ・従業員等に対して本市の農畜産物を周知する。

成果指標

1 市民実感度

指標名	現状値 令和2年度 (2020年度)			目標値 令和8年度 (2026年度) ※そう思う・やや そう思う市民の割 合
	やや そう思う ・	どちら でもない	あまり そう 思わない ・	
農地の貸し借りの奨励や新規就農者支援など、農地有効利用の取組が進んでいると思う市民の割合	21.2%	50.3%	28.5%	27.0%
地産地消が進んでいると思う市民の割合	35.4%	43.4%	21.2%	50.0%

2 代表となる指標

指標名	現状値	目標値 令和8年度 (2026年度)
新規就農者数（累計）	25 人 令和元（2019）年度	44 人
地元の農産物を購入した市民の割合	76.6% 令和2（2020）年度	88.0%
有害鳥獣による農作物被害額減少率 （平成18年度の被害額を基準とする。）	79.0% 平成27（2015）年度	84.0%
間伐材の搬出量	677 m ³ 令和元（2019）年度	800 m ³

5 環境に優しく、自然と共生するまち



5-1 地球温暖化対策の推進

目指す姿	地球温暖化防止に対する意識が高まり、家庭や学校、事業所等における省エネルギー化が図られ、地球環境への負荷が低減しています。
第1期基本計画での取組方針	・地球環境への負荷が少ない脱炭素社会の実現に向けて、家庭や学校、事業所などにおける省エネルギーの普及啓発を進めます。 ・地球温暖化対策の必要性への理解向上を促し、再生可能エネルギーの普及に向けた取組等を推進します。 ・温室効果ガスの排出抑制を進めます。

現状と課題

- 地球温暖化の防止に向けて、市民や事業者の理解や取組が欠かせません。地球温暖化に関する啓発等を通じて、環境意識の高揚を更に図る必要があります。
- 創エネ、省エネ、蓄エネの推進や、再生可能エネルギーの導入が求められています。また、化石燃料による発電の抑制や温室効果ガス排出量の削減が求められています。引き続き、再生可能エネルギーの導入を進める必要があります。
- 地球温暖化が一因とされる気候変動による異常気象の頻発化に対する問題意識が高まっていることから、温室効果ガスの排出削減を計画的に進める必要があります。

施策の方向（行政が取り組むこと）

1 環境教育の推進と環境問題に対する意識啓発

環境学習講座や啓発イベントを積極的に実施することにより、地球温暖化を始めとした環境問題についての意識啓発を図り、ライフスタイルの変革を促します。

2 再生可能エネルギーの導入推進

市内における太陽光発電システム設置に対する支援等、再生可能エネルギーの導入を進め、創エネ、省エネ、蓄エネの推進を図ります。

3 温室効果ガスの排出抑制

スマートハウスの推進や低公害ごみ収集車の導入等により、温室効果ガスの排出量の削減を進めます。

みんなができること

市民ができること	事業者ができること
・環境学習やイベントに参加する。 ・節電などの省エネ行動を実践する。	・再生可能エネルギーを導入する。 ・事業活動の中で地球温暖化対策を取り入れる。

成果指標

1 市民実感度

指標名	現状値 令和2年度 (2020年度)			目標値 令和8年度 (2026年度) ※そう思う・やや そう思う市民の割 合
	やや そう 思う・ そう 思う	どちら でもない	あまり そう 思わない・ そう 思わない	
環境教育や環境学習の取組が進んでいると思う市民の割合	24.5%	52.1%	23.4%	50.0%
再生可能エネルギーの普及が進んでいると思う市民の割合	22.6%	48.0%	29.4%	40.0%
公共交通機関の利用啓発など、省エネの取組が進んでいると思う市民の割合	23.8%	44.2%	32.0%	60.0%

2 代表となる指標

指標名	現状値	目標値 令和8年度 (2026年度)
地球温暖化を緩和するために取り組んでいることがある市民の割合	76.2% 令和2（2020）年度	90.0%
市内再生可能エネルギー出力量	32.7MW 令和元（2019）年度	52MW
市内温室効果ガス排出量推計削減率（平成25年度比）	10.2% 平成29（2017）年度	18.0%



5-2 未来へつなげる循環型都市の実現

目指す姿	ごみの適正排出に対する市民や事業者の意識が高まり、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組が進むことにより、ごみの減量化・資源化が進み、循環型都市が実現されています。
第1期基本計画での取組方針	- 家庭系ごみ及び事業系ごみの減量化・資源化を推進します。 - 将来へ向けた安定的なごみ処理体制の確立に取り組みます。

現状と課題

- 家庭系ごみについては、一人当たりの排出量は減少しているものの、減量化・資源化目標に達していない状況です。一層の3Rの推進に向けて、取組を進め、更なる減量化・資源化を図る必要があります。
- 循環型都市の実現には、市民、地域による取組が欠かせません。今後も引き続き、自治会等との協働を進め、取り組む必要があります。
- 事業系ごみについては、排出量が県内でも多い水準にあります。排出事業者による適正処理の徹底と、減量化・資源化を推進する必要があります。
- 資源循環と熱エネルギーの有効利用に優れ、循環型都市の一翼を担うとともに、市民の憩いの場となる緑地と災害時には災害廃棄物一時保管場所としての機能を備える新たなごみ中間処理施設の整備が、厚木愛甲環境施設組合により進められています。

施策の方向（行政が取り組むこと）

1 3Rの推進による家庭系ごみの減量化・資源化

自治会等と協働し、ごみの排出抑制や分別の徹底など、3Rの取組を進め、ごみの減量化・資源化を推進します。

2 事業系ごみの更なる減量化・資源化

多量排出事業者や不適正排出事業者等に対し適正処理を求めるとともに、事業系ごみの排出抑制や資源化に取り組みます。

また、食品廃棄物排出事業者における食品ロス削減に取り組みます。

3 安定的なごみ処理体制の確立

ごみを安定かつ確実に処理するとともに、広範なごみ質やごみ量の変動に柔軟に対応できる新たなごみ中間処理施設の整備を支援するとともに、新施設稼働後の環境センター跡地については、地域の実情に即した有効利用を進めます。

みんなができること

市民ができること	事業者ができること
・家庭ごみの減量に取り組む。 ・ごみの分別を徹底する。	・事業系ごみの排出抑制と資源化を行う。 ・食品ロスを削減する。

成果指標

1 市民実感度

指標名	現状値 令和2年度 (2020年度)			目標値 令和8年度 (2026年度) ※そう思う・やや そう思う市民の割 合
	やや そう思う	どちら でもない	あまり そう 思わない	
ごみの減量化、資源化が進んでいると思う 市民の割合	57.3%	27.2%	15.5%	80.0%

2 代表となる指標

指標名	現状値	目標値 令和8年度 (2026年度)
ごみの減量を意識している市民の割合	66.9% 令和2（2020）年度	90.0%
資源の分別を意識している市民の割合	97.4% 令和2（2020）年度	100%
1人1日当たりの家庭系ごみの排出量	438g 平成30（2018）年度	383g
事業系ごみの排出量	19,324t 平成30（2018）年度	13,858t



5-3 自然との共生の推進

目指す姿	・人と自然の共生に向け、生物多様性への配慮が進められています。 ・市民、事業者等との連携・協働により、生物の良好な生息環境の整備、森林や里地里山の保全・活用が行われています。
第1期基本計画での取組方針	・生物多様性の保全と持続可能なまちづくりを推進するため、市民、事業者、民間団体等と連携・協働し、豊かな自然の保全・活用を図ります。 ・森林の持つ多面的、公益的機能を維持するため、森林整備活動を行うとともに、里地里山の保全・活用を行います。

現状と課題

- 近年、特定外来生物等の増加や、自然に対する人の手入れが不足していることにより生物多様性が脅かされています。多様な自然環境の保全や活用を踏まえた対策を行う必要があります。
- 里地里山の保全再生が求められています。里地里山の多面的機能を継承する取組を継続的に進めていく必要があります。
- 水源のかん養※、二酸化炭素の吸収及び山地災害の防止など、森林の持つ多面的・公益的機能の保全・再生が求められています。市民協働により、森林整備の取組を進める必要があります。

※水源のかん養：森林の土壌は降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を調整して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される機能のこと。

施策の方向（行政が取り組むこと）

1 多様な自然環境・生物多様性の保全と活用

生物多様性あつぎ戦略に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を計画的に推進するとともに、生物多様性の意味や重要性の普及及び配慮意識の浸透等の啓発を行います。

また、里地里山保全等促進計画に基づき、保全活動拠点のネットワーク化を推進し、重点地域における里地里山の継続的な保全活動を通じて、保全活動の全市的な展開につなげます。

2 森林再生の推進

枝打ちや徐間伐等、地域水源林エリアの森林整備を行うとともに、森林ボランティア活動への支援等を通じて、森林愛護意識の向上を図ります。

みんなができること

市民ができること	事業者ができること
・生物多様性や里地里山の保全への理解を深め、外来生物の発見・駆除への協力や里地里山保全活動のボランティアに参加する。 ・森林ボランティア活動に参加する。	・生物多様性や里地里山の保全への理解を深め、生物多様性の意味等の普及啓発への協力や里地里山保全活動のボランティアに参加する。 ・森林ボランティア活動に参加する。

成果指標

1 市民実感度

指標名	現状値 令和2年度 (2020年度)			目標値 令和8年度 (2026年度) ※そう思う・やや そう思う市民の割 合
	やや そう 思う	どちら でもない	あまり そう 思わない	
生物多様性の普及や保全が進んでいると思う市民の割合	18.7%	53.5%	27.8%	45.0%
里地里山の保全や活用が進んでいると思う市民の割合	23.4%	48.4%	28.2%	50.0%
森林整備など山林の再生が進んでいると思う市民の割合	19.8%	48.4%	31.8%	35.0%

2 代表となる指標

指標名	現状値	目標値 令和8年度 (2026年度)
里地里山活動認定の対象面積	6 ha 令和元（2019）年度	6.5ha
森林ボランティア会員人数	26 人 令和元（2019）年度	43 人



5-4 緑豊かで美しいまちの実現

目指す姿	・憩いの場としての公園や緑地が整備され、良好な緑地空間の保全が図られています。 ・歩行喫煙や落書き、ごみのポイ捨てなどのない、緑豊かで美しい生活環境が整備されています。
第1期基本計画での取組方針	・市民の憩いや安らぎの場となる公園及び緑地の整備、改修を行うとともに、緑地の確保を進め、緑豊かな生活環境づくりを推進します。 ・市民や事業者との協働により、環境の美化を進め、快適で美しい生活環境づくりを推進します。

現状と課題

- 緑地空間を確保するため、新規公園の整備を計画的に進めています。一方で、既存公園については、改修等を実施していますが、老朽化が進んでいます。また、高齢化の進展により公園に求めるニーズが変化しています。適正な維持管理とともに、健康増進やバリアフリー化に対応した公園を整備する必要があります。
- 快適な生活環境の保全が求められています。歩行喫煙や落書き、ごみのポイ捨て、不法投棄のない環境の実現には、市民、事業者の協力が不可欠であることから、美化の取組を協働で進める必要があります。また、ペットの適正な飼育など、意識の高揚を図る必要があります。

施策の方向（行政が取り組むこと）

1 緑豊かな公園緑地の整備

新規公園を整備するとともに、利用者が安心して過ごすことができるよう、老朽化、機能低下している公園や樹木により見通しの悪い公園等を改修します。また、健康増進やバリアフリー化等市民ニーズに対応した公園の整備を行います。

2 環境美化の推進

環境美化やマナー向上を図るため、市民や事業者との協働により、ポイ捨て防止、路上喫煙禁止及びペットの適正な飼育等に関する啓発活動を実施します。

みんなができること

市民ができること	事業者ができること
・ポイ捨て防止や喫煙マナーを守る。 ・ペットの適正な飼育を行う。	・ポイ捨て防止や路上喫煙禁止についての啓発活動を実施する。 ・事業所周辺における清掃活動を行う。

成果指標

1 市民実感度

指標名	現状値 令和2年度 (2020年度)			目標値 令和8年度 (2026年度) ※そう思う・やや そう思う市民の割合
	やや そう思う	どちら でもない	あまり そう 思わない	
身近に公園などがあり、緑豊かな生活環境が整っていると思う市民の割合	62.4%	20.3%	17.3%	66.6%
地域美化清掃の取組などにより、清潔で快適な生活環境が整っていると思う市民の割合	58.6%	27.4%	14.0%	70.0%

2 代表となる指標

指標名	現状値	目標値 令和8年度 (2026年度)
市民一人当たりの公園及び緑地面積	8.15 m ² /人 令和元(2019)年度	9.65 m ² /人
地域美化清掃の実施件数	245件 令和元(2019)年度	260件



5-5 河川と共生するまちの実現

目指す姿	・河川の水質保全が図られ、良好な河川環境が保たれています。 ・安心して水と親しめる水辺空間が確保され、水辺と人との触れ合いが、より身近に感じられるようになっています。
第1期基本計画での取組方針	・生活環境や河川環境を保全するため、引き続き、河川等の水質の保全に努めます。 ・貴重な自然資源である谷戸の水辺環境の保全や、市民に親しみやすい自然をいかした河川環境づくりを進めます。

現状と課題

- 河川環境は、日常生活や事業活動による環境負荷の影響を受けやすいため、河川や排水の水質を監視することが求められています。水質汚濁の防止対策や水質浄化の取組を継続する必要があります。
- 多様で豊かな水辺環境を次世代に引き継ぐことが求められています。良好な河川環境の保全や谷戸水辺の再生を図るとともに、多様な動植物の生育環境を保全する必要があります。また、市民の憩いや活動の場として、良好な水辺の環境づくりを進める必要があります。

施策の方向（行政が取り組むこと）

1 良好な河川環境の保全

生態系に配慮した河川環境の保全を行うとともに、事業効果を検証するため、水質調査や水生生物調査を実施します。また、河川の水質常時監視調査や地下水調査、市内河川や水路等の水質調査及び工場や事業場の排水調査を実施します。

2 親しみやすい河川環境の整備

谷戸周辺の水辺環境の再生及び保全を図るとともに、親水広場の整備や河川を活用した環境学習を実施し、水辺と人が身近に触れ合うことができる、憩いと活動の場を提供します。

みんなができること

市民ができること	事業者ができること
・河川の環境学習に参加する。 ・生ごみや油の適正処理を行う。 ・河川の清掃活動に参加する。	・工場や事業場からの排水を適切に処理する。 ・河川での清掃活動に参加する。

成果指標

1 市民実感度

指標名	現状値 令和2年度 (2020年度)			目標値 令和8年度 (2026年度) ※そう思う・やや そう思う市民の割合
	やや そう思う	どちら でもない	あまり そう 思わない・ そう 思わない	
親しみやすい水辺空間が整っていると思う市民の割合	43.7%	28.4%	27.9%	48.0%

2 代表となる指標

指標名	現状値	目標値 令和8年度 (2026年度)
BOD（生物化学的酸素要求量）※の環境基準達成率	92.0% 令和元（2019）年度	92.0%
親水広場を活用した環境学習の実施回数	2回 令和元（2019）年度	4回

※BOD：Biochemical oxygen demand の略。水中の有機物が微生物の動きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の有機汚濁を図る代表的な指標。

6 市民と共に確かな成長を創り出すまち



6-1 市民参加・市民協働の推進

目指す姿	- 市民協働が一層進み、地域課題の解決に向けた取組が進んでいます。 - 必要な情報を必要なときに入手できるとともに、日常的にまちづくりへの市民参加の機会が得られることにより、市民同士での議論が活発化し、市民の意見が市政に反映されています。
第1期基本計画での取組方針	- 地域コミュニティ団体やボランティア団体等の活動を支援するとともに、多様な主体がまちづくりに関わる市民協働によるまちづくりを進めます。 - 市民公募によるワークショップやパブリックコメント等、市民参加の機会を増やすとともに、情報発信手段の多様化や情報のアクセシビリティ※を強化し、市政がより身近なものとなるよう取組を進めます。 ※アクセシビリティ：高齢者、ホームページ等の利用に何らかの制約がある障がいのある方、利用に不慣れな方などを含めた全ての利用者が、ホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること。

現状と課題

- 多様化する地域課題や社会課題の解決が求められています。市民協働、市民参加の取組を更に発展させる必要があります。
- 地区市民自治推進組織の設置により、地域の特性をいかした課題解決の取組を進めています。地域コミュニティの維持及び更なる活性化を図るため、地域で行われる様々なコミュニティ活動を支援する必要があります。
- 市民が必要な情報を必要なときに得られる環境づくりが求められています。積極的な情報提供を進めるとともに、情報の整理やアクセシビリティを強化する必要があります。

施策の方向（行政が取り組むこと）

1 市民協働の推進

多様化する地域課題の解決に向け、ボランティア団体等の活動支援や担い手の育成等に取り組み、市民協働によるまちづくりを一層推進します。

また、パブリックコメント等の市民参加手続を実施し、積極的な情報提供と市民ニーズの把握及び意見聴取機会を設けることにより、まちづくりへの市民参加の促進を図ります。

2 地域コミュニティ活動の充実

地域のニーズに沿った活動支援、交流促進等を行います。また、地域コミュニティ活動の拠点となる施設の維持管理及び整備を支援し、市民が安心して集い、活動できる環境を作ります。

3 情報発信力の強化

広報紙、市ホームページ、デジタルサイネージ（電子掲示板）、SNS※を活用し、必要な行政情報が届くよう、情報を発信します。また、利用者の目線に立った情報整理やアクセシビリティの強化を図ります。

※SNS：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。登録したユーザー同士が交流できるWEBサイトの会員制サービスのこと。

みんなができること

市民ができること	事業者ができること
・パブリックコメントなどの市民参加手続に参加する。 ・市民協働事業の企画提案を行う。 ・地域の事業やイベントなどを開催する。 ・地域の事業やイベントなどに参加する。 ・厚木市インターネットモニター※に参加する。	・地域活動に参加できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進する。 ・地域課題の解決に向けた取組への協力や活動に参加する。

※厚木市インターネットモニター：「広報あつぎ」や「あつぎ元気WAVE」のほか、市の施策・サービスなどについて、意見を寄せていただくモニター

成果指標

1 市民実感度

指標名	現状値 令和2年度 (2020年度)			目標値 令和8年度 (2026年度) ※そう思う・やや そう思う市民の割 合
	やや そう 思う	どちら でもない	あまり そう 思わない	
自治会やボランティア等との協働により、 より良いまちづくりが進んでいると思う市 民の割合	40.9%	39.5%	19.6%	46.9%
市の情報媒体から必要な行政情報が発信さ れていると思う市民の割合	58.6%	27.4%	14.0%	61.0%

2 代表となる指標

指標名	現状値	目標値 令和8年度 (2026年度)
市民対話等要望対応率	74.7% 令和元(2019)年度	82.0%
自治会やボランティア・NPO等の活動に参加して いる市民の割合	34.3% 令和2(2020)年度	40.3%
市内で活動する市民活動団体数	235団体 令和元(2019)年度	256団体
必要な行政情報を入手できている市民の割合	72.9% 令和2(2020)年度	75.0%
SNSの利用登録者数	43,000人 令和2(2020)年度	49,000人



6-2 行財政改革の推進

目指す姿	・ 市民ニーズの多様化や社会環境の変化に柔軟に対応した質の高い行政サービスの提供ができています。 ・ 安定的な財政基盤に基づく持続可能な財政運営が図られています。 ・ 市民共有の財産である公共施設が計画的に更新され、次世代へと引き継がれています。
第1期基本計画での取組方針	・ 市民ニーズに対応した質の高い行政サービスを提供するため、デジタル技術の活用による業務効率化などの行政改革に取り組みます。 ・ 安定した財政基盤を確立するため、更なる自主財源の確保を図ります。 ・ 公共施設の最適化を計画的に推進し、将来負担の軽減を図ります。

現状と課題

- 市民ニーズの多様化など行政需要が変化しています。新たに生じる課題や直面している社会資本の老朽化などに的確に対応し、質の高い行政サービスを持続的に提供していく必要があります。
- 安定的な行政サービスの提供が求められています。将来を見据えたまちづくりを行うため、持続可能な財政基盤の確立に向けた取組を進める必要があります。
- 老朽化した公共施設の更新時期が集中し、財政を大きく圧迫することが見込まれます。計画的な長寿命化改修の実施や公共施設の適正配置を推進する必要があります。

施策の方向（行政が取り組むこと）

1 行政改革の推進

行政改革大綱に基づき、行政手続等におけるデジタル技術の活用や根拠に基づく政策立案（EBPM）※、官民連携を推進するなど、質の高い行政サービスの提供に向けた行政改革を推進します。

2 健全な財政運営

限られた財源を重点的かつ効果的に活用し、将来のまちづくりに向けた投資を行うため、自主財源の確保や事業の選択と集中による安定的な財政運営を図ります。

3 公共施設最適化の推進

公共施設最適化基本計画に基づき、公共施設の老朽化対策として、計画的な長寿命化改修を行うとともに、公共施設の複合化などの適正配置を推進します。

※根拠に基づく政策立案（EBPM）（Evidence-based Policy Making の略）：政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする。

みんなができること

市民ができること	事業者ができること
・ 広報紙などを通じて行政運営に関心を持つ。	－

成果指標

1 市民実感度

指標名	現状値 令和2年度 (2020年度)			目標値 令和8年度 (2026年度) ※そう思う・やや そう思う市民の割 合
	やや そう 思う	どちら でもない	あまり そう 思わない	
社会環境の変化や市民ニーズに的確に対応した行政運営が行われていると思う市民の割合	29.9%	44.9%	25.2%	50.0%
小・中学校や公民館、児童館などの公共建築物について、施設の老朽化に対する取組が進んでいると思う市民の割合	30.1%	44.1%	25.8%	50.0%

2 代表となる指標

指標名	現状値	目標値 令和8年度 (2026年度)
第7次行政改革の推進度	未策定 令和2（2020）年度	100%
市税収納率	98.81% 令和元（2019）年度	99.10%
公共施設個別施設計画に基づく第1期短期再編プログラムの進捗度	未策定 令和2（2020）年度	100%



6-3 都市間連携の推進

目指す姿	・近隣市町村と共通する行政課題の解決に向け、適切に対応することができる都市間連携の体制を確立しています。 ・国内友好都市との都市間の交流が進み、友好親善が深まっています。
第1期基本計画での取組方針	・近隣市町村と共通する行政課題の解決に向け、都市間連携を推進し、市民サービスの向上を図ります。 ・国内友好都市との交流を促進させるため、本市が主催する交流事業のほか、民間団体による交流活動を支援します。

現状と課題

- 災害対策や観光振興を始め、様々な分野で都市間連携の推進を図っており、連携事業の実施件数は増えています。近隣市町村と共通する行政課題について、広域的な視点で取り組み、市民サービスの向上を図る必要があります。
- 国内友好都市との交流について、交流事業数などは増加しているものの、民間団体主導による交流が少ない状況です。国内友好都市との交流を活性化するため、民間団体による交流活動を支援する必要があります。

施策の方向（行政が取り組むこと）

1 広域連携の推進

災害対策や観光振興など様々な分野における広域的な行政課題の解決や事務の効率化に向けた取組を行うなど、市域を超えた都市間連携を推進することで、更なる市民サービス向上を目指します。

2 他都市との交流促進

国内友好都市との連携を深めていくため、様々な分野で友好都市との交流を促進します。また、民間における交流を促進するため、本市が主催する交流事業の実施のほか、民間団体による交流活動を支援します。

みんなができること

市民ができること	事業者ができること
・国内友好都市との交流活動に参加する。	・従業員等に対して、国内友好都市を周知する。

成果指標

1 市民実感度

指標名	現状値 令和2年度 (2020年度)			目標値 令和8年度 (2026年度) ※そう思う・やや そう思う市民の割合
	ややそう思う ・ そう思う・	どちらでもない	あまりそう思わない ・ そう思わない	
防災や観光を始めとした市域を越える広域的な課題に対し、近隣市町村等と連携した取組が進んでいると思う市民の割合	26.3%	44.4%	29.3%	50.0%
国内友好都市との交流が進んでいると思う市民の割合	31.1%	41.2%	27.7%	50.0%

2 代表となる指標

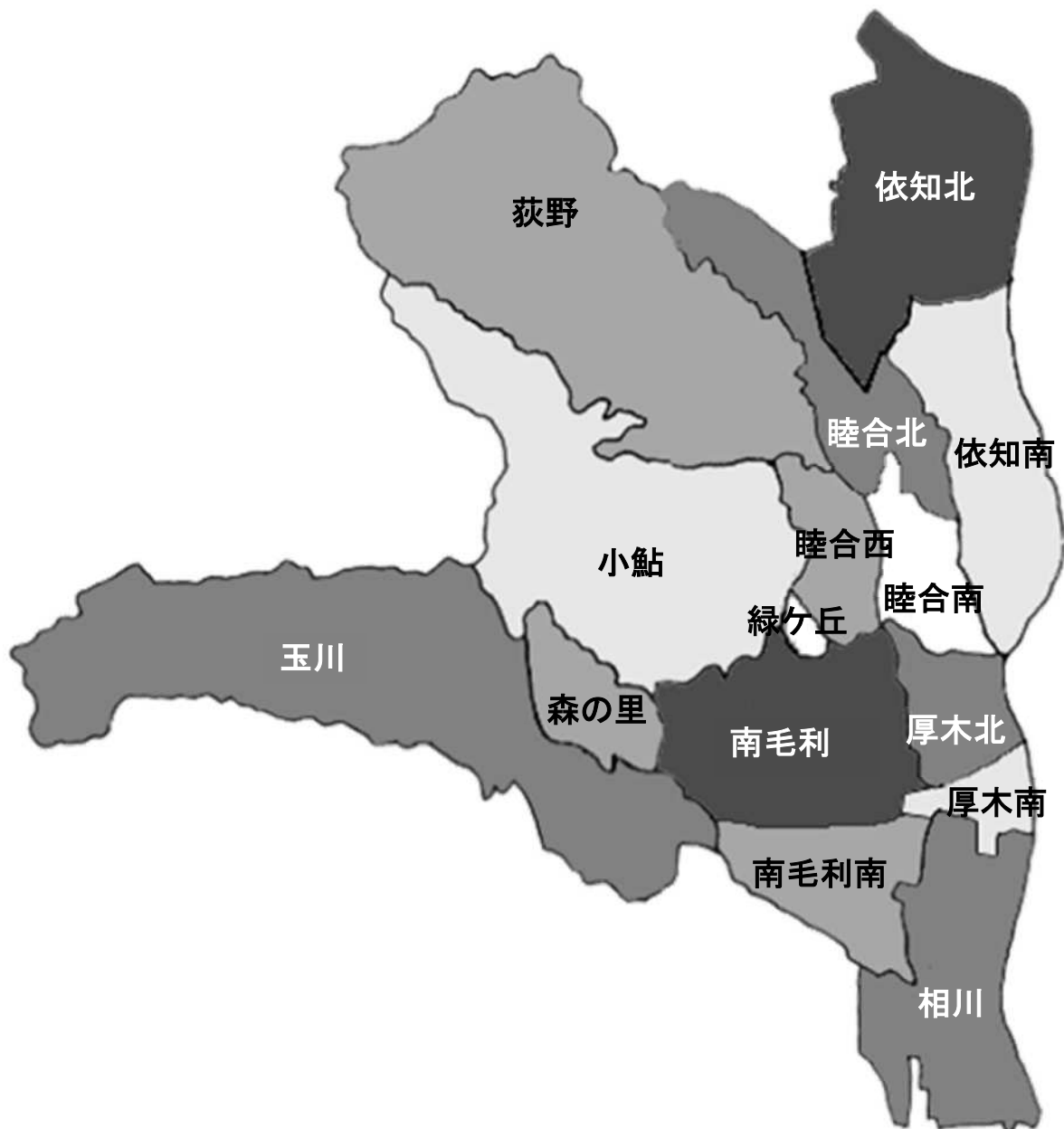
指標名	現状値	目標値 令和8年度 (2026年度)
都市間連携の実施件数	49件 令和元(2019)年度	55件
民間団体による国内友好都市との交流活動に対する補助金交付件数	1件 令和元(2019)年度	4件
国内友好都市との交流活動件数	22件 令和元(2019)年度	27件

5 地区別プラン

地区別プランは、各地区で行った意見交換会などでいただいた地区の現状や課題を踏まえ、基本計画で取り組むべき主な施策の方向性を示すものです。

住民の皆様の生活圏をまとめている自治会区域を基本とした 15 の地区に分類し、各地区別のプランを策定します。

なお、各地区の「主な施策の方向」では、「4 まちづくりのビジョン別プラン」で定める「施策の方向」との関連を示しています。



1 厚木北地区

私たちの目指すまちの姿

文化や歴史を継承し、中心市街地としての
活気に満ちた、安心して安全に暮らせるまち 厚木北

地区の特徴

- 1 厚木北地区は、厚木南地区と共に本市の中心市街地を形成しており、商業・業務、行政などの多様な機能が集中しています。
- 2 江戸時代には「小江戸」と呼ばれ、相模川を利用した河川交通、大山街道の要衝として商家が軒を連ね、産業や文化の中心として栄えてきました。
- 3 相模川や小鮎川などの豊かな水辺環境があり、厚木神社は地区のシンボルとなっています。
- 4 三川合流点は、市内最大のイベントである「あつぎ鮎まつり」大花火大会の会場となっているほか、地区で行うどんど焼きや日常のレクリエーション等の場としても利用され、多くの人でにぎわいを見せています。

地区の現状

- 1 厚木北地区の人口は、22,959人となっています。年少人口（15歳未満）の割合は12.1%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は67.7%、老年人口（65歳以上）の割合は20.2%となっています。市内15地区中3番目に多い人口で、生産年齢人口の割合は市内で最も高くなっています。
〔住民基本台帳に基づく人口（令和2年10月1日現在）〕
- 2 本厚木駅東口周辺では図書館機能、科学館機能、市庁舎機能を中心とする複合施設の整備が進められています。
- 3 厚木北公民館、厚木北児童館の再整備が進められています。
- 4 地区内には、道路が狭く木造住宅が密集している市街地があります。また、中心市街地では大型マンションの立地が進み、人口が増加しています。
- 5 局地的集中豪雨に対する本厚木駅周辺の浸水被害軽減対策として、地区内で雨水貯留管の整備が進められています。
- 6 国道246号が地区内を通過しており、接続している道路を多くの車両が通行し、朝夕の通勤、通学時間帯は交通混雑が発生しています。

地区の皆さんが感じている課題

●相模川、小鮎川の治水機能の向上●地域の福祉やコミュニティを支えるボランティア団体など各種団体の担い手不足の解消●地域の文化や歴史の次世代への継承●マンション建設等により予測される児童・生徒数の増加への対応●住宅地における狭あい道路の改善●本厚木駅周辺の更なる交流とにぎわいの創出●本厚木駅周辺の防犯及び治安対策の継続●国道 246 号に接続する道路の混雑緩和●安全で快適な歩行空間の確保●三川合流点を始めとした水辺環境の保全や整備の推進、本市の魅力向上につながる活用

主な施策の方向

- 1 相模川、小鮎川では、自然災害に備えた計画的な治水事業の促進に取り組みます。
【施策の方向】災害に強い社会基盤の整備
- 2 行政、関係団体、ボランティアなどが一体となって、高齢者や子育て世帯に対する地域での福祉活動に取り組むとともに、地域福祉を支えるボランティアをサポートする取組を推進します。
【施策の方向】地域福祉活動の推進
- 3 明治 38 年夏から語られている厚木音頭や、渡辺^{かざん}崙山が描いた「厚木六勝図」が伝える崙山厚木来遊の歴史など、地域の文化や歴史を保存・継承するための取組を推進します。
【施策の方向】郷土文化の継承と発展
- 4 小・中学校の適正規模、適正配置の検討に取り組みます。
【施策の方向】安全な教育環境の整備
- 5 中町第 2－2 地区に、市庁舎等の行政機能や図書館等の文化機能などが集積した複合施設を整備するとともに、本厚木駅周辺の歩いて楽しい回遊性の高いまちづくりに取り組み、更なる交流とにぎわいの創出や、地域経済の活性化を図ります。
【施策の方向】中心市街地等の都市機能の向上
- 6 都市計画道路の整備や交差点の改良等を促進し、歩行者の安全に配慮した道路環境の向上を図ります。
【施策の方向】市民生活や産業活動を支える道路ネットワークづくりの推進
- 7 相模川や小鮎川、三川合流点などの自然環境の保全を促進するとともに、水辺に近接する市街地環境をいかしたふれあいの場の創出を推進します。
【施策の方向】親しみやすい河川環境の整備

2 厚木南地区

私たちの目指すまちの姿

深い絆と助け合いの精神でつながりあう
美しい自然と豊かな文化のまち 厚木南

地区の特徴

- 1 厚木南地区は、厚木北地区と共に本市の中心市街地を形成しており、東側に相模川が流れ、河川敷にある旭町スポーツ広場周辺には、「ふれあい遊歩道」や「相模川ローズガーデン」が整備され、散歩コースなどとして市民の憩いの場となっています。
- 2 熊野神社の付近は、古くから「熊野の森」と言われ、渡辺^{かざん}華山の「厚木六勝図」の一つに描かれています。また、本市の指定天然記念物である樹齢約 500 年と推定される熊野神社のイチヨウは、地区のシンボルとなっています。
- 3 バラの開花時期に合わせて、「相模川ローズガーデンフェスティバル」が開催され、多くの市民に楽しまれています。
- 4 小正月（1 月 15 日）の時期には、相模川沿いの広場で、どんど焼きが盛大に執り行われています。

地区の現状

- 1 厚木南地区の人口は、10,824 人となっています。年少人口（15 歳未満）の割合は 9.4%、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）の割合は 67.1%、老年人口（65 歳以上）の割合は 23.5%となっています。市内 15 地区と比較すると、年少人口及び老年人口は 3 番目に低い割合で、生産年齢人口は 2 番目に高い割合です。
〔住民基本台帳に基づく人口（令和 2 年 10 月 1 日現在）〕
- 2 本厚木駅南口では、駅前広場の拡充や地下に市営自転車駐車場を備える地上 22 階建ての再開発ビルが整備され、交通結節点としての機能強化と魅力的な都市拠点の形成が図られています。
- 3 国道 246 号が地区内を通過しており、接続している道路を多くの車両が通行し、朝夕の通勤、通学時間帯は交通混雑が発生しています。

地区の皆さんが感じている課題

●相模川の治水機能の向上●市民が親しむ水辺環境の保全と整備●地域の福祉やコミュニティを支えるボランティア団体など各種団体の担い手不足の解消●地域の文化や歴史の次世代への継承●マンション建設や宅地開発等により予測される児童・生徒数の増加への対応●商業施設の立地の誘導●本厚木駅周辺の更なる交流とにぎわいの創出●本厚木駅周辺の安全で快適な歩行区間や自転車走行空間の確保●通勤、通学時間帯における児童・生徒を含めた歩行者の安全確保●国道 246 号と交差する道路の混雑緩和

主な施策の方向

- 1 相模川では、自然災害に備えた計画的な治水事業の促進に取り組みます。
【施策の方向】災害に強い社会基盤の整備
- 2 行政、関係団体、ボランティアなどが一体となって、高齢者や子育て世帯に対する地域での福祉活動に取り組むとともに、地域福祉を支えるボランティアをサポートする取組を推進します。
【施策の方向】地域福祉活動の推進
- 3 明治 38 年夏から謡われている厚木音頭や、渡辺崋山が描いた「厚木六勝図」が伝える崋山厚木来遊の歴史など、地域の文化や歴史を保存・継承するための取組を推進します。
【施策の方向】郷土文化の継承と発展
- 4 小学校の適正規模、適正配置の検討に取り組みます。
【施策の方向】安全な教育環境の整備
- 5 本厚木駅周辺の歩いて楽しい回遊性の高いまちづくりに取り組み、更なる交流とにぎわいの創出や、地域経済の活性化を図ります。
【施策の方向】にぎわい創出に向けた取組の推進
- 6 地区内の都市計画道路の整備を推進するとともに、交通混雑の解消に向けた交差点の改良など、交通環境の向上に取り組みます。
【施策の方向】市民生活や産業活動を支える道路ネットワークづくりの推進
- 7 相模川の豊かな自然環境の保全と利活用を図り、自然と調和の取れたまちづくりに取り組みます。
【施策の方向】良好な河川環境の保全

3 依知北地区

私たちの目指すまちの姿

自然と歴史をいかし、新たな価値を生み出す
人々がふれあう、心豊かな安心・安全のまち 依知北

地区の特徴

- 1 依知北地区は、東に相模川、西に中津川が流れ、流域には一団の水田が広がり、水と緑の豊かな自然環境に恵まれています。
- 2 市指定天然記念物である依知神社のイチョウや18世紀半ば頃の建立と伝えられる妙伝寺みょうでんじの釈迦堂など、多くの社寺や記念物が点在している歴史の深い地区です。
- 3 あつぎ郷土博物館があり、本市の文化や歴史を伝える郷土文化の拠点として、市民を始め多くの方が訪れています。
- 4 「依知北ふれあい音頭」を中心に、住民相互のふれあいを深め、地域への愛着心を高めるため、依知北地区住民が一堂に会する「依知北ふれあい夏まつり」が開催されています。

地区の現状

- 1 依知北地区の人口は、18,147人となっています。年少人口（15歳未満）の割合は11.6%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は62.2%、老年人口（65歳以上）の割合は26.2%となっています。総人口は市内15地区中5番目に多く、年齢3区分別の割合は、市全体とほぼ同じ割合となっています。
〔住民基本台帳に基づく人口（令和2年10月1日現在）〕
- 2 地区を南北に国道129号が通り、南に厚木PAスマートインターチェンジが開通するなど、新たな交通結節点となっています。
- 3 地区の北西部には、隣接する愛川町と一体的に整備された内陸工業団地があり、産業が集積しています。
- 4 住宅地と工業地が混在している地区が見られます。
- 5 地区の一部では、公共交通の利便性が低い地域があります。

地区の皆さんが感じている課題

●地域の防災力強化や防災機能を備えた公園整備 ●外国籍市民が地域社会の一員として共生していくためのコミュニケーション支援や仕組みづくり
●地域の歴史や文化財の次世代への継承 ●厚木P Aスマートインターチェンジ周辺への計画的な土地利用の誘導 ●バスサービスの確保や充実 ●路線バスを補完するような移動サービスの導入 ●国道 129 号沿道等への商業施設立地の誘導 ●通勤、通学時間帯における児童・生徒を含めた歩行者の安全確保

主な施策の方向

- 1 相模川、中津川の治水事業を促進するとともに、土砂災害の発生が想定される区域における防災・減災対策を進めます。
【施策の方向】災害に強い社会基盤の整備
- 2 災害時の拠点となる防災機能を備えた公園の整備計画を推進します。
【施策の方向】緑豊かな公園緑地の整備
- 3 外国籍市民が地域社会の一員として共に暮らすことができるよう、地域住民と交流できる場の創出や、快適な生活を送るために必要な活動へのサポートに取り組みます。
【施策の方向】多文化共生の推進
- 4 あつぎ郷土博物館では、郷土文化の拠点として、先人から受け継いだ本市の風土や歴史、文化、自然を後世に伝えるための活動を推進します。
【施策の方向】郷土文化の継承と発展
- 5 広域的な道路ネットワークをいかした土地利用を図り、既存産業の活性化と新たな企業の立地を促進します。
【施策の方向】新たな産業拠点の整備
- 6 公共交通の利便性の低い地域や日常生活の移動に不便を感じている住民の移動の円滑化を図る取組の検討を進めます。
【施策の方向】移動しやすい公共交通環境の整備
- 7 道路などの基盤整備や都市計画道路沿道への生活利便施設の立地促進など、交通環境の向上と生活利便性を確保する取組を推進します。
【施策の方向】コンパクトなまちづくりの推進
- 8 道路ネットワークの整備を促進することで、交通混雑の緩和を図るとともに、生活道路をう回路として通行する車両の抑制を図ります。
【施策の方向】市民生活や産業活動を支える道路ネットワークづくりの推進

4 依知南地区

私たちの目指すまちの姿

地域の絆・心の輪がつながり、笑顔で安心して暮らせる、
水と緑に囲まれた自然豊かなまち 依知南

地区の特徴

- 1 依知南地区は、西に中津川、東に相模川が流れ、流域には一団の水田が広がり、水と緑の豊かな自然環境に恵まれています。
- 2 県指定重要文化財の銅鐘がある^{せんげん}浅間神社などの社寺や、吾妻坂古墳を始めとする多くの史跡が点在している歴史ある地区です。
- 3 相模川河川敷、スポーツ広場などが、地域の憩いとレクリエーションの場となっています。

地区の現状

- 1 依知南地区の人口は、13,185 人となっています。年少人口（15 歳未満）の割合は 12.8%、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）の割合は 62.6%、老年人口（65 歳以上）の割合は 24.6%となっています。年少人口の割合は市全体（12.0%）よりも高くなっています。
〔住民基本台帳に基づく人口（令和 2 年 10 月 1 日現在）〕
- 2 地区の南北に国道 129 号が、東西に国道 246 号が通っており、また、圏央道の圏央厚木インターチェンジや厚木 P A スマートインターチェンジ、県道 42 号（藤沢座間厚木）があるなど、新たな交通結節点となっています。
- 3 厚木秦野道路などの都市計画道路の整備が予定されています。
- 4 主要な幹線道路が地区内を通過しており、接続している道路を多くの車両が通行し、朝夕の通勤、通学時間帯は交通混雑が発生しています。
- 5 地区の一部では、公共交通の利便性が低い地域があります。
- 6 金田地区に、市民の憩いの場となる緑地と災害時には災害廃棄物一時保管場所としての機能を備える新たなごみ中間処理施設の整備が進められています。

地区の皆さんが感じている課題

●土砂災害警戒区域の安全対策●地域の福祉やコミュニティを支えるボランティア団体など各種団体の担い手不足の解消●外国籍市民が地域社会の一員として共生していくためのコミュニケーション支援や仕組みづくり●地域の歴史や文化財の次世代への継承●バスサービスの確保や充実●路線バスを補完するような移動サービスの導入●国道 129 号沿道等への商業施設立地の誘導●通勤、通学時間帯における児童・生徒を含めた歩行者の安全確保●増加が予想される空き家の活用や適正管理

主な施策の方向

- 1 相模川、中津川の治水事業を促進するとともに、土砂災害の発生が想定される区域における防災・減災対策を進めます。
【施策の方向】災害に強い社会基盤の整備
- 2 行政、関係団体、ボランティアなどが一体となって、高齢者や子育て世帯に対する地域での福祉活動に取り組むとともに、地域福祉を支えるボランティアをサポートする取組を推進します。
【施策の方向】地域福祉活動の推進
- 3 外国籍市民が地域社会の一員として共に暮らすことができるよう、地域住民と交流できる場の創出や、快適な生活を送るために必要な活動へのサポートに取り組めます。
【施策の方向】多文化共生の推進
- 4 社寺や史跡などの古くから地域に残る文化財を保存・継承するための取組を推進します。
【施策の方向】郷土文化の継承と発展
- 5 公共交通の利便性の低い地域や日常生活の移動に不便を感じている住民の移動の円滑化を図る取組の検討を進めます。
【施策の方向】移動しやすい公共交通環境の整備
- 6 道路などの基盤整備や都市計画道路沿道への生活利便施設の立地促進など、交通環境の向上と生活利便性を確保する取組を推進します。
【施策の方向】コンパクトなまちづくりの推進
- 7 良好な住環境を保全するため、空き家の解消や活用に向けた取組を促進するとともに、新たな空き家化の予防を図ります。
【施策の方向】安全で快適な住環境の整備

5 睦合北地区

私たちの目指すまちの姿

清流と緑を愛しみ、伝統を未来へつなぐ
人々が協働し、思いやりにあふれるまち 睦合北

地区の特徴

- 1 睦合北地区は、本市の北部に位置し、その北西には鳶尾山が控え、地区内を流れる中津川の流域に緑の多い風景が広がるなど、豊かな自然環境に恵まれています。
- 2 市指定有形文化財の本殿がある八幡神社や、清源院、皇大神社など、歴史ある社寺が保存されています。
- 3 地区内に設置されている中間育成施設で生産されたアユは、「相模の鮎」として「かながわブランド」に登録されています。

地区の現状

- 1 睦合北地区の人口は、10,288 人となっています。年少人口（15 歳未満）の割合は 11.1%、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）の割合は 61.5%、老年人口（65 歳以上）の割合は 27.4%となっています。老年人口の割合は市全体（25.8%）よりも高くなっています。
〔住民基本台帳に基づく人口（令和 2 年 10 月 1 日現在）〕
- 2 地区内には都市計画道路座間荻野線の整備が進められているほか、厚木秦野道路の整備が予定されています。
- 3 主要な幹線道路が地区内を通過しており、接続している道路を多くの車両が通行し、朝夕の通勤、通学時間帯は交通混雑が発生しています。
- 4 地区の一部では、公共交通の利便性が低い地域があります。

地区の皆さんが感じている課題

●中津川の治水機能の向上●地域の福祉やコミュニティを支えるボランティア団体など各種団体の担い手不足の解消●地域の伝統芸能や歴史の次世代への継承●三田児童館の老朽化に伴う再整備●道路ネットワークの整備による交通利便性の向上●バスサービスの確保や充実●路線バスを補完するような移動サービスの導入●通勤、通学時間帯における児童・生徒を含めた歩行者の安全確保●農業従事者の高齢化や後継者不足に伴う担い手の確保●農業収益の拡大

主な施策の方向

- 1 中津川の治水事業を促進するとともに、土砂災害の発生が想定される区域における防災・減災対策を進めます。
【施策の方向】災害に強い社会基盤の整備
- 2 行政、関係団体、ボランティアなどが一体となって、高齢者や子育て世帯に対する地域での福祉活動等に取り組むとともに、地域福祉を支えるボランティアをサポートする取組を推進します。
【施策の方向】地域福祉活動の推進
- 3 17世紀の社殿である三田八幡神社本殿を始め、地域の伝統芸能や歴史を保存・継承するための取組を推進します。
【施策の方向】郷土文化の継承と発展
- 4 三田児童館の再整備に向け、検討を進めます。
【施策の方向】青少年の健全育成に向けた取組の推進
- 5 交通環境の向上を図るため、道路などの基盤整備に取り組むほか、公共交通の利便性の低い地域や日常生活の移動に不便を感じている市民の移動の円滑化を図る取組の検討を進めます。
【施策の方向】市民生活や産業活動を支える道路ネットワークづくりの推進、移動しやすい公共交通環境の整備
- 6 道路ネットワークの整備を促進することで交通混雑の緩和を図るとともに、生活道路をう回路として通行する車両の抑制を図ります。
【施策の方向】市民生活や産業活動を支える道路ネットワークづくりの推進
- 7 農業の担い手の確保や営農環境の維持・向上等に向け、関係団体等と協働して取り組みます。
【施策の方向】農地有効利用の推進

6 睦合南地区

私たちの目指すまちの姿

豊かな河川環境の中、人と人との絆を大切にし、
みんなが生きがいを持って暮らせるまち 睦合南

地区の特徴

- 1 睦合南地区は、本市の東部に位置し、地区内を中津川、小鮎川及び荻野川が流れ、河川に親しむ環境に恵まれています。
- 2 妻田薬師（遍照院^{へんしょういん}）には、市指定有形文化財である薬師堂や木造薬師如来坐像があるほか、県指定天然記念物であるクスノキなど、多くの文化財が保存されています。
- 3 地域と子どもたちが一体となって安心・安全に取り組み、清水小学校、妻田小学校、睦合東中学校がインターナショナルセーフスクールの認証を取得しています。

地区の現状

- 1 睦合南地区の人口は、20,122 人となっています。年少人口（15 歳未満）の割合は 13.0%、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）の割合は 62.9%、老年人口（65 歳以上）の割合は 24.1%となっています。年少人口は、市内 15 地区の中で 3 番目に高い割合です。
[住民基本台帳に基づく人口（令和 2 年 10 月 1 日現在）]
- 2 土地地区画整理により計画的な都市基盤の整備が進められた地区以外は、住宅地と工業地の混在や、住宅の密集が見られます。
- 3 国道 246 号を始めとした複数の幹線道路が地区内を通過しており、これらの主要な道路に接続している道路を多くの車両が通行し、交通量が非常に多いため、朝夕の通勤、通学時間帯は交通混雑が発生しています。
- 4 小鮎川沿いの市街地などでは、狭あい道路が比較的多く見られます。

地区の皆さんが感じている課題

●中津川、小鮎川及び荻野川の治水機能の向上●地域コミュニティの活性化●睦合南公民館の老朽化に伴う再整備●幹線道路に接続している道路の混雑緩和●通勤、通学時間帯における児童・生徒を含めた歩行者の安全確保●地域の防災拠点としての役割を担う公園の整備●市民の憩いや活動の場としての良好な水辺の環境づくり●河川内に繁茂している不要な樹木の適切管理●河川周辺への不法投棄

主な施策の方向

- 1 中津川、小鮎川及び荻野川では、自然災害に備えた計画的な治水事業の促進に取り組みます。
【施策の方向】災害に強い社会基盤の整備
- 2 地域コミュニティづくりの核となる睦合南公民館について、再整備の方向性を検討します。
【施策の方向】地域主体で取り組む社会教育の振興
- 3 高規格幹線道路等へのアクセス性を高める道路整備を推進し、交通混雑の緩和や他地域への移動の円滑化に取り組むほか、歩行者の安全に配慮した道路整備を推進します。
【施策の方向】市民生活や産業活動を支える道路ネットワークづくりの推進
- 4 河川環境をいかした公園の整備計画を推進します。
【施策の方向】親しみやすい河川環境の整備
- 5 中津川、小鮎川及び荻野川の河川環境の保全と利活用を図り、生物多様性が保全され、自然と調和の取れたまちづくりに取り組みます。
【施策の方向】多様な自然環境・生物多様性の保全と活用
- 6 ごみや廃棄物の不法投棄、不適切処理を防止する取組を推進します。
【施策の方向】事業系ごみの更なる減量化・資源化

7 睦合西地区

私たちの目指すまちの姿

豊かな自然環境と快適な住環境が調和する
夢のある明るく住みよいまち 睦合西

地区の特徴

- 1 睦合西地区は、本市のほぼ中央に位置し、地区内を流れる小鮎川、荻野川の流域に緑豊かな風景が広がるなど、豊かな自然環境に恵まれています。
- 2 及川球技場があり、広く市民に利用されています。
- 3 山ノ上古墳や八幡神社、市指定天然記念物のカゴノキがある林神社などの多くの文化財が保存されているほか、相模人形芝居などの伝統芸能が大切に受け継がれています。

地区の現状

- 1 睦合西地区の人口は、9,890 人となっています。年少人口（15 歳未満）の割合は 13.1%、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）の割合は 63.3%、老年人口（65 歳以上）の割合は 23.6%となっています。年少人口は、市内 15 地区の中で 2 番目に高い割合です。
[住民基本台帳に基づく人口（令和 2 年 10 月 1 日現在）]
- 2 厚木秦野道路の整備が予定されています。
- 3 国道 412 号が地区内を通過しており、接続している道路を多くの車両が通行し、朝夕の通勤、通学時間帯は交通混雑が発生しています。
- 4 国道 412 号沿いは、日常生活に関わる商業施設等の立地が進んでいます。

地区の皆さんが感じている課題

●小鮎川、荻野川の治水機能の向上●買物等の日常生活や健康などに対する高齢者の不安の解消●地域の歴史や文化財の次世代への継承●路線バスを補完するような移動サービスの導入●通勤、通学時間帯における児童・生徒を含めた歩行者の安全確保●交通混雑の緩和などの交通環境の整備●増加が予想される空き家の活用や適正管理●良好な住環境の維持・形成●転入と定住を促す取組●農業従事者の高齢化や後継者不足に伴う担い手の確保●農業収益の拡大

主な施策の方向

- 1 小鮎川、荻野川の治水事業を促進するとともに、土砂災害の発生が想定される区域における防災・減災対策を進めます。
【施策の方向】災害に強い社会基盤の整備
- 2 高齢者が地域で生きがいを持って安心して生活できるよう、地域包括支援センターを中心に、地域全体で支える体制の充実を図ります。
【施策の方向】包括的な支援体制の充実
- 3 国指定重要無形民俗文化財である相模人形芝居林座を始め、地域の伝統芸能や歴史を保存・継承するための取組を推進します。
【施策の方向】郷土文化の継承と発展
- 4 交通環境の向上を図るため、道路などの基盤整備に取り組むほか、公共交通の利便性の低い地域や日常生活の移動に不便を感じている市民の移動の円滑化を図る取組の検討を進めます。
【施策の方向】市民生活や産業活動を支える道路ネットワークづくりの推進、移動しやすい公共交通環境の整備
- 5 高規格幹線道路等へのアクセス性を高める道路整備を推進し、交通混雑の緩和や他地域への移動の円滑化に取り組みます。
【施策の方向】市民生活や産業活動を支える道路ネットワークづくりの推進
- 6 良好な住環境を保全するため、空き家の解消や活用に向けた取組を促進するとともに、新たな空き家化の予防を図ります。
【施策の方向】安全で快適な住環境の整備
- 7 河川沿いの豊かな自然環境や良好な住環境など、地区が持つ魅力の情報発信等に取り組み、定住促進を図ります。
【施策の方向】シティプロモーションの推進、定住促進に向けた取組の推進
- 8 農業の担い手の確保や営農環境の維持・向上等に向け、関係団体等と協働して取り組みます。
【施策の方向】農地有効利用の推進

8 荻野地区

私たちの目指すまちの姿

人と人とのふれあいを大切にし、豊かな自然と共生する
健康で活気あふれるまち 荻野

地区の特徴

- 1 荻野地区は、本市の北西部に位置し、丹沢山麓の樹林や荻野川などの河川に囲まれるなど、豊かな自然環境に恵まれています。
- 2 荻野運動公園、あつぎこどもの森公園や広町公園など、公園施設が充実しています。
- 3 荻野山中藩陣屋跡や荻野神社などの史跡や神社が点在するほか、大山街道の宿場町として栄えた荻野新宿など、歴史のある地区です。
- 4 夏祭りや運動会などで「荻野音頭」がよく踊られ、住民の連帯感を醸し出しています。
- 5 豊かな自然環境を背景に、ほたるの里を守る取組や鳶尾山に桜を植える事業など、自然を後世に残す活動が盛んに実施されています。

地区の現状

- 1 荻野地区の人口は、25,633 人となっています。年少人口（15 歳未満）の割合は 12.2%、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）の割合は 58.7%、老年人口（65 歳以上）の割合は 29.1%となっています。市内 15 地区中 2 番目に多い人口で、年少人口及び老年人口の割合は市全体（12.0%及び 25.8%）よりも高くなっています。
〔住民基本台帳に基づく人口（令和 2 年 10 月 1 日現在）〕
- 2 南北約 7 km という地形を縦断する形で、地区の基幹軸である国道 412 号が通っています。
- 3 荻野川周辺の既存市街地のほか、計画的に整備された大規模住宅地が形成されています。
- 4 高齢化や核家族化の進行などを背景に、一人暮らしの高齢者が増加しています。

地区の皆さんが感じている課題

●土砂災害警戒区域の安全対策●買物等の日常生活や健康などに対する高齢者の不安の解消●地域の文化や歴史の次世代への継承●交通混雑の緩和や歩道整備などの交通環境の改善●バスサービスの確保や充実●路線バスを補完するような移動サービスの導入●良好な住環境の維持・形成●転入と定住を促す取組●増加が予想される空き家の活用や適正管理●農業従事者の高齢化や後継者不足に伴う担い手の確保●農業収益の拡大●有害鳥獣による農作物被害やヤマビル被害への対策

主な施策の方向

- 1 荻野川の治水事業を促進するとともに、土砂災害の発生が想定される区域における防災・減災対策を進めます。
【施策の方向】災害に強い社会基盤の整備
- 2 高齢者が地域で生きがいを持って安心して生活できるよう、地域包括支援センターを中心に、地域全体で支える体制の充実を図ります。
【施策の方向】包括的な支援体制の充実
- 3 荻野山中藩陣屋跡を始めとした、地域の歴史や文化財の保存・継承するための取組を推進します。
【施策の方向】郷土文化の継承と発展
- 4 交通環境の向上を図るため、道路などの基盤整備に取り組むほか、公共交通の利便性の低い地域や日常生活の移動に不便を感じている市民の移動の円滑化を図ります。
【施策の方向】市民生活や産業活動を支える道路ネットワークづくりの推進、移動しやすい公共交通環境の整備
- 5 豊かな自然環境に恵まれた穏やかな住環境など、地区が持つ魅力の情報発信等に取り組み、定住促進を図ります。
【施策の方向】シティプロモーションの推進、定住促進に向けた取組の推進
- 6 良好な住環境を保全するため、空き家の解消や活用に向けた取組を促進するとともに、新たな空き家化の予防を図ります。
【施策の方向】安全で快適な住環境の整備
- 7 農業の担い手の確保や営農環境の維持・向上等に向け、関係団体等と協働して取り組みます。
【施策の方向】農地有効利用の推進
- 8 地域と協働して、有害鳥獣の対策やヤマビルの生息しにくい環境整備に取り組みます。
【施策の方向】鳥獣被害対策の強化

9 小鮎地区

私たちの目指すまちの姿

丹沢の豊かな恵みにあふれ、先人の教えを引き継ぎ、
人々が助け合う心豊かなまち 小鮎

地区の特徴

- 1 小鮎地区は、小鮎川に沿った丘陵地や尼寺原台地からなり、周辺には広大な森林地域が広がっています。
- 2 上古沢緑地や飯山白山森林公園、飯山温泉郷は、市内外から訪れる人も多く、癒しの里としての特徴があります。
- 3 長谷寺や龍蔵^{ちようこくじ りゆうぞう}神社などの社寺も多く、歴史の豊かさを感じることができます。
- 4 白龍伝説を題材にした飯山白龍太鼓や白龍の舞があり、地区内外で活発な活動を行っています。
- 5 3、4月の桜まつりや6月のあやめ祭り、11月の秋の花まつりを始めとする季節の催しには、多くの人々が訪れています。

地区の現状

- 1 小鮎地区の人口は、14,023人となっています。年少人口（15歳未満）の割合は10.2%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は58.1%、老年人口（65歳以上）の割合は31.7%となっています。老年人口の割合は市全体（25.8%）よりも高くなっています。
〔住民基本台帳に基づく人口（令和2年10月1日現在）〕
- 2 都市計画道路厚木環状3号線の整備が進められているほか、厚木秦野道路などの整備が予定されています。
- 3 森の里東土地区画整理事業が実施され、企業誘致が進められています。
- 4 地区は、住宅地区、工場や流通企業などの産業地、農業地、そして観光地に分かれています。
- 5 小・中学生の登校時の見守り活動などが熱心に行われています。

地区の皆さんが感じている課題

●地域の福祉やコミュニティを支えるボランティア団体など各種団体の担い手不足の解消●買物等の日常生活や健康などに対する高齢者の不安の解消●地域の芸能や文化の発展●通勤、通学時間帯における児童・生徒の安全確保●（仮称）厚木北インターチェンジ周辺の計画的な土地利用●交通アクセスの利便性向上をいかした観光客の更なる誘致●バスサービスの確保や充実●路線バスを補完するような移動サービスの導入●有害鳥獣による農作物被害やヤマビル被害への対策●小鮎川周辺や雑木林などへの不法投棄●ごみ集積所への不適正排出

主な施策の方向

- 1 小鮎川、恩曽川の治水事業を促進するとともに、土砂災害の発生が想定される区域における防災・減災対策を進めます。
【施策の方向】災害に強い社会基盤の整備
- 2 行政、関係団体、ボランティアなどが一体となって、高齢者や子育て世帯に対する地域での福祉活動に取り組むとともに、地域福祉を支えるボランティアをサポートする取組を推進します。
【施策の方向】地域福祉活動の推進
- 3 高齢者が地域で生きがいを持って生活できるよう、地域包括支援センターを中心に地域全体で支える体制の充実を図ります。
【施策の方向】包括的な支援体制の充実
- 4 地域で育んできた飯山白龍太鼓や白龍の舞など、地域に根付いた芸能や郷土文化、歴史を保存・継承するための取組を推進します。
【施策の方向】郷土文化の継承と発展
- 5 児童・生徒が安全に登下校できるよう、通学路の安全確保に取り組めます。
【施策の方向】交通安全対策の強化
- 6 広域的な道路ネットワークを活用した地域産業の活性化を促進します。
【施策の方向】企業誘致の促進
- 7 豊かな自然をいかした森林散策などの取組や、地域の魅力である温泉資源を活用し、観光振興を図ります。
【施策の方向】観光資源の磨き上げの推進
- 8 公共交通の利便性の低い地域や日常生活の移動に不便を感じている市民の移動の円滑化を図る取組の検討を進めます。
【施策の方向】移動しやすい公共交通環境の整備
- 9 地域と協働して、有害鳥獣の対策やヤマビルの生息しにくい環境整備に取り組めます。
【施策の方向】鳥獣被害対策の強化
- 10 ごみや廃棄物の不法投棄、不適切処理を防止する取組を推進します。
【施策の方向】事業系ごみの更なる減量化・資源化

10 南毛利地区

私たちの目指すまちの姿

豊かな自然の中で、世代を超えて共に支え合う、
地域の温かさを感じる安心で安全なまち 南毛利

地区の特徴

- 1 南毛利地区は、玉川と恩曾川に沿って農地が広がり、高松山などの豊かな自然環境に恵まれています。
- 2 ぼうさいの丘公園は広く市民に利用され、様々なイベントなどが開催されています。
- 3 地区の中心に恩曾川が流れており、高坪橋親水広場や地蔵橋親水広場、健康・交流のみちが整備され、地域の憩いの場となっています。
- 4 相模人形芝居長谷座や長谷ささら踊り盆唄保存会があり、郷土に残る伝統芸能が大切に受け継がれています。

地区の現状

- 1 南毛利地区の人口は、38,845 人となっています。年少人口（15 歳未満）の割合は 13.3%、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）の割合は 63.5%、老年人口（65 歳以上）の割合は 23.2%となっています。市内 15 地区中、最も人口が多く、年少人口の割合も市内で最も高くなっています。
[住民基本台帳に基づく人口（令和 2 年 10 月 1 日現在）]
- 2 都市計画道路厚木環状 3 号線の整備が進められています。
- 3 主要な幹線道路が地区内を通過しており、接続している道路を多くの車両が通行し、朝夕の通勤、通学時間帯は交通混雑が発生しています。
- 4 地区の一部では、公共交通の利便性が低い地域があります。
- 5 毛利台地区など比較的早い時期に開発により整備された住宅地では、良好な住環境を形成していますが、少子高齢化が進んでいます。

地区の皆さんが感じている課題

●地域の福祉やコミュニティを支えるボランティア団体など各種団体の担い手不足の解消●買物等の日常生活や健康などに対する高齢者の不安の解消●地域の伝統芸能や歴史の次世代への継承●地域全体で子どもを守り育てるための取組●道路ネットワークの整備による交通利便性の向上●通勤、通学時間帯における児童・生徒を含めた歩行者の安全確保●バスサービスの確保や充実●路線バスを補完するような移動サービスの導入

主な施策の方向

- 1 玉川、恩曾川の治水事業を促進するとともに、土砂災害の発生が想定される区域における防災・減災対策を進めます。
【施策の方向】災害に強い社会基盤の整備
- 2 行政、関係団体、ボランティアなどが一体となって、高齢者や子育て世帯に対する地域での福祉活動に取り組むとともに、地域福祉を支えるボランティアをサポートする取組を推進します。
【施策の方向】地域福祉活動の推進
- 3 高齢者が地域で生きがいを持って安心して生活できるよう、地域包括支援センターを中心に、地域全体で支える体制の充実を図ります。
【施策の方向】包括的な支援体制の充実
- 4 相模人形芝居長谷座やささら踊り盆唄など、古くから地域に残る伝統芸能や歴史を保存・継承するための取組を推進します。
【施策の方向】郷土文化の継承と発展
- 5 地域全体で青少年の健全な育成を図るため、関係団体の活動の支援や子どもの居場所づくりを推進します。
【施策の方向】青少年の健全育成に向けた取組の推進
- 6 交通環境の向上を図るため、道路などの基盤整備に取り組むほか、公共交通の利便性の低い地域や日常生活の移動に不便を感じている市民の移動の円滑化を図る取組の検討を進めます。
【施策の方向】市民生活や産業活動を支える道路ネットワークづくりの推進、移動しやすい公共交通環境の整備

11 南毛利南地区

私たちの目指すまちの姿

脈々と受け継がれた歴史と文化の中、
世代を超えたふれあいと絆のあるまち 南毛利南

地区の特徴

- 1 南毛利南地区は、愛甲石田駅を中心とした商店街や住宅が立ち並ぶ都市環境と玉川沿いに広がる農地などの豊かな自然環境を併せ持っています。
- 2 関東地方の在銘最古級の石灯籠が奉納されている熊野神社や愛甲三郎季隆^{すえたか}の墓碑と伝わる五輪塔のある宝積寺など、歴史ある社寺が保存されています。
- 3 愛甲三郎季隆の伝承や愛甲ささら踊り盆唄保存会による「ささら踊り」などの郷土芸能が残され、歴史と文化が大切にされています。

地区の現状

- 1 南毛利南地区の人口は、11,168 人となっています。年少人口（15 歳未満）の割合は 11.2%、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）の割合は 64.0%、老年人口（65 歳以上）の割合は 24.8%となっています。老年人口の割合は市全体（25.8%）よりも低く、生産年齢人口の割合は、市内で 3 番目に高くなっています。
〔住民基本台帳に基づく人口（令和 2 年 10 月 1 日現在）〕
- 2 愛甲石田駅は、通勤や通学などの交通の拠点となっており、乗降人員は年々増加しています。
- 3 国道 246 号が地区内を通過しており、接続している道路を多くの車両が通行し、愛甲石田駅周辺を始め、朝夕の通勤、通学時間帯は交通混雑が発生しています。
- 4 地区の一部の住宅地では、狭あい道路が見られます。

地区の皆さんが感じている課題

●玉川の治水機能の向上●地域の歴史や文化の次世代への継承●愛甲石田駅の利用者や周辺道路の交通量の増加への対応●愛甲石田駅周辺の利便性向上、安心・安全な住環境の確保●路線バスの輸送力や定時制、速達性などの機能強化●通勤、通学時間帯における児童・生徒を含めた歩行者の安全確保●増加が予想される空き家の活用や適正管理

主な施策の方向

- 1 玉川の治水事業を促進するとともに、土砂災害の発生が想定される区域における防災・減災対策を進めます。
【施策の方向】災害に強い社会基盤の整備
- 2 愛甲三郎季隆の伝承や愛甲ささら踊り盆唄保存会による「ささら踊り」など、古くから地域に残る郷土文化や歴史を保存・継承するための取組を推進します。
【施策の方向】郷土文化の継承と発展
- 3 愛甲石田駅やインターチェンジなどの立地的優位性をいかした、南部産業拠点の形成に向けた取組を推進します。
【施策の方向】新たな産業拠点の整備
- 4 魅力ある都市空間の形成のため、愛甲石田駅周辺の整備に向けた取組を推進するとともに、駅周辺の交通環境の改善を図ります。
【施策の方向】市民生活や産業活動を支える道路ネットワークづくりの推進
- 5 交通環境の向上を図るため、道路などの基盤整備に取り組むほか、路線バスの輸送力等を強化し、住民の快適な移動環境の向上に取り組みます。
【施策の方向】市民生活や産業活動を支える道路ネットワークづくりの推進、移動しやすい公共交通環境の整備
- 6 良好な住環境を保全するため、空き家の解消や活用に向けた取組を促進するとともに、新たな空き家化の予防を図ります。
【施策の方向】安全で快適な住環境の整備

12 玉川地区

私たちの目指すまちの姿

先人が育んだ伝統と絆を次代へ引き継ぐ
丹沢山麓の豊かな自然に恵まれたまち 玉川

地区の特徴

- 1 玉川地区は、本市の西部に位置し、丹沢山麓の豊かな自然環境に恵まれています。地区内には、丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園、小町緑地などがあり、緑豊かな里となっています。
- 2 本市の重要な観光拠点である東丹沢七沢温泉郷を有し、周辺はハイキングコースとしても親しまれ、多くの方が立ち寄る地区です。
- 3 昔から子どもの成長を祝い、5月の節句に揚げられていたせんみ風の保存に力を入れています。また、「小野小町まつり」の開催など、地域ぐるみで郷土の伝説を後世に伝える活動も行われています。

地区の現状

- 1 玉川地区の人口は、3,353人となっています。年少人口（15歳未満）の割合は8.8%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は56.4%、老年人口（65歳以上）の割合は34.8%となっています。市内15地区中最も人口が少ない地区で、年少人口の割合は市内で2番目に低く、老年人口の割合は市内で2番目に高い割合となっています。
〔住民基本台帳に基づく人口（令和2年10月1日現在）〕
- 2 地区のほとんどが市街化調整区域となっており、大山山地、山麓部の山林が大半を占めています。
- 3 玉川小学校は、少人数ならではの指導や、地域と連携した特色ある教育活動が展開されており、特例として通学区域外からの入学が認められる「小規模特認校」に指定されています。
- 4 厚木秦野道路の整備が予定されています。
- 5 地区の一部では、公共交通の利便性が低い地域があります。

地区の皆さんが感じている課題

●買物等の日常生活や健康などに対する高齢者の不安の解消●生活に必要な利便施設等の誘導●地域の伝統文化や歴史の次世代への継承●路線バスの輸送力や定時性、速達性などの機能強化●路線バスを補完するような移動サービスの導入●東丹沢七沢温泉郷などへの観光客の更なる誘客●増加が予想される空き家の活用や適正管理●有害鳥獣による農作物被害やヤマビル被害への対策

主な施策の方向

- 1 玉川の治水事業を促進するとともに、土砂災害の発生が想定される区域における防災・減災対策を進めます。
【施策の方向】災害に強い社会基盤の整備
- 2 高齢者が地域で生きがいを持って安心して生活できるよう、地域包括支援センターを中心に、地域全体で支える体制の充実を図ります。
【施策の方向】包括的な支援体制の充実
- 3 せんみ風や小野小町伝説などの地域の伝統文化を保存・継承するための取組を推進します。
【施策の方向】郷土文化の継承と発展
- 4 交通環境の向上を図るため、道路などの基盤整備に取り組むほか、公共交通の利便性の低い地域や日常生活の移動に不便を感じている市民の移動の円滑化を図る取組の検討を進めます。
【施策の方向】市民生活や産業活動を支える道路ネットワークづくりの推進、移動しやすい公共交通環境の整備
- 5 豊かな自然環境や温泉のほか、森林散策の効果を活用する取組など、地域の観光資源を活用した観光振興を図るとともに、丹沢・大山地域の観光拠点として、広域観光圏の形成を推進します。
【施策の方向】観光資源の磨き上げの推進
- 6 生活利便性の確保や空き家対策などに取り組み、地域の活力の維持・向上を図ります。
【施策の方向】安全で快適な住環境の整備
- 7 地域と協働して、有害鳥獣の対策やヤマビルの生息しにくい環境整備に取り組めます。
【施策の方向】鳥獣被害対策の強化

13 森の里地区

私たちの目指すまちの姿

丹沢山麓に抱かれた良好な住環境の中
地域の絆で支え合う安心・安全なまち 森の里

地区の特徴

- 1 森の里地区は、開発により整備された自然と調和した静かな住宅地が広がっており、幼稚園から大学までの教育機関や高度な研究開発を手掛ける大手企業の研究機関が立地しています。
- 2 住民が主体となって、交流の場の創出や高齢者の生活支援、子育て支援のボランティア活動など、地域ぐるみで様々な取組を行っています。
- 3 たくさんの鯉のぼりが泳ぐ「鯉のぼりまつり」、盛大な打ち上げ花火が自慢の「夏まつり」、手づくりのイルミネーションがきれいな「クリスマスまつり」は、30年以上続く地区の三大祭りと言われており、毎年多くの人々が訪れる地区の風物詩となっています。

地区の現状

- 1 森の里地区の人口は、6,286人となっています。年少人口（15歳未満）の割合は7.9%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は50.7%、老年人口（65歳以上）の割合は41.4%となっています。年少人口、生産年齢人口の割合は市内で最も低く、老年人口の割合は最も高くなっています。
〔住民基本台帳に基づく人口（令和2年10月1日現在）〕
- 2 地域と協働した教育活動として、地区の住民が講師となって地域の歴史などを伝える特別授業が開催されるなど、地域で子どもたちの成長を支える取組が進められています。
- 3 地区の中心に若宮公園が整備されているほか、街区公園などの小規模公園や遊歩道「四季の路」が整備されています。
- 4 地区の西側には都市計画道路である厚木秦野道路の整備が予定されており、北側には（仮称）森の里インターチェンジの整備が予定されています。
- 5 地区の周辺では森の里東土地区画整理事業が実施され、企業誘致が進められており、都市計画道路厚木環状3号線の整備など、産業環境の充実が図られています。

地区の皆さんが感じている課題

●土砂災害警戒区域の安全対策●買物等の日常生活や健康などに対する高齢者の不安の解消●児童生徒数減少に対応した学校規模の適正化や学校施設の有効活用●公共交通機能の維持・強化●増加が予想される空き家の活用や適正管理●安全で静かな住環境の維持や居住の誘導●新たな産業用地の創出をいかした定住促進

主な施策の方向

- 1 土砂災害の発生が想定される区域の防災・減災対策を進めます。
【施策の方向】災害に強い社会基盤の整備
- 2 高齢者が地域で生きがいを持って安心して生活できるよう、地域包括支援センターを中心に、地域全体で支える体制の充実を図ります。
【施策の方向】包括的な支援体制の充実
- 3 小・中学校の適正規模及び適正配置の検討に取り組みます。
【施策の方向】安全な教育環境の整備
- 4 路線バスの輸送力等を強化し、住民の快適な移動環境の向上に取り組みます。
【施策の方向】移動しやすい公共交通環境の整備
- 5 良好な住環境を保全するため、空き家の解消や活用に向けた取組を促進するとともに、新たな空き家化の予防を図ります。
【施策の方向】安全で快適な住環境の整備
- 6 産業地との近接性や、ゆとりある良好な住環境など、地区が持つ魅力の情報発信等に取り組み、定住促進を図ります。
【施策の方向】シティプロモーションの推進、定住促進に向けた取組の推進

14 相川地区

私たちの目指すまちの姿

伝統を受け継ぎ、明るい地域で人々が支え合う、
豊かな自然に恵まれた南の玄関口のまち 相川

地区の特徴

- 1 相川地区は、本市の南部に位置し、3つのインターチェンジが配置された利便性の高い広域交通ネットワークを有し、市の南の玄関口として発展しています。
- 2 相模川の景観や緑豊かな風景が美しい地区です。
- 3 本市の指定無形民俗文化財である相模里神楽を始め、県指定重要文化財の不動明王立像がある法雲寺や飯出神社など貴重な文化財がある社寺も多く、歴史と伝統のある地区です。
- 4 花や果物、野菜の栽培が盛んで、各方面から観光農園に多くの人々が訪れている地区です。
- 5 相模川河川敷のスポーツ広場などは、住民交流の場となっています。

地区の現状

- 1 相川地区の人口は、14,241人となっています。年少人口（15歳未満）の割合は12.3%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は63.2%、老年人口（65歳以上）の割合は24.5%となっています。老年人口の割合は市全体（25.8%）よりも低い割合となっています。
〔住民基本台帳に基づく人口（令和2年10月1日現在）〕
- 2 新東名高速道路厚木南インターチェンジが開通し、酒井地区では、新たな産業拠点の創出に向け、土地区画整理事業が進められています。
- 3 東名高速道路、新東名高速道路、国道129号が縦横に走る本市の南の玄関口となる地区で、物流機能や業務機能が集積しています。
- 4 地区の安心・安全や良好な生活環境を維持する活動など、行政と地区住民が連携して、より良い地域づくりに取り組んでいます。
- 5 地区の一部では、公共交通の利便性が低い地域があります。

地区の皆さんが感じている課題

●相模川、玉川の治水機能の向上●地域の水辺環境をいかしたレクリエーションや憩いの場の整備●買物等の日常生活や健康などに対する高齢者の不安の解消●外国籍市民が地域社会の一員として共生していくためのコミュニケーション支援や仕組みづくり●地域の伝統芸能や文化の次世代への継承●厚木インターチェンジから厚木南インターチェンジ周辺への計画的な土地利用の誘導●幹線道路に接続している道路の混雑緩和●歩行者の安全確保●バスサービスの確保や充実●路線バスを補完するような移動サービスの導入●南部の農地の保全や果樹等を活用した観光農園の充実

主な施策の方向

- 1 相模川、玉川では、川に沿って形成されている豊かな自然環境の保全を図りつつ、自然災害に備えた計画的な治水事業の促進に取り組みます。
【施策の方向】災害に強い社会基盤の整備
- 2 高齢者が地域で生きがいを持って安心して生活できるよう、地域包括支援センターを中心に、地域全体で支える体制の充実を図ります。
【施策の方向】包括的な支援体制の充実
- 3 外国籍市民が地域社会の一員として共に暮らすことができるよう、地域住民と交流できる場の創出や、快適な生活を送るために必要な活動へのサポートに取り組みます。
【施策の方向】多文化共生の推進
- 4 相模里神楽や社寺が保有する重要な文化財など、地域の伝統芸能や歴史を保存・継承するための取組を推進します。
【施策の方向】郷土文化の継承と発展
- 5 広域的な道路ネットワークをいかした土地利用を図り、南部産業拠点の形成に向けた取組を推進します。
【施策の方向】新たな産業拠点の整備
- 6 交通環境の向上を図るため、道路などの基盤整備に取り組むほか、公共交通の利便性の低い地域や日常生活の移動に不便を感じている市民の移動の円滑化を図る取組の検討を進めます。
【施策の方向】移動しやすい公共交通環境の整備
- 7 農業の担い手の確保や営農環境の維持・向上等に向け、関係団体等と協働して取り組みます。
【施策の方向】農地有効利用の推進

15 緑ヶ丘地区

私たちの目指すまちの姿

住民のふれあいや絆を深め、自然と調和する
笑顔とあいさつがあふれるまち 緑ヶ丘

地区の特徴

- 1 緑ヶ丘地区は、本市のほぼ中央に位置し、尼寺原台地に整備された住宅地が広がり、良好な住環境が形成されています。
- 2 地区の南部には工業地域があり、尼寺工業団地の一部を形成しており、多くの企業が立地しています。
- 3 毎年「ふるさと祭り」が開催され、郷土意識の高揚と住民相互のふれあいが図られています。また、自治会の加入率は9割を超え、3世代ふれあい交流会の開催など、地域全体で子育てに取り組んでいます。

地区の現状

- 1 緑ヶ丘地区の人口は、4,621人となっています。年少人口（15歳未満）の割合は13.0%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は52.6%、老年人口（65歳以上）の割合は34.4%となっています。年少人口の割合は市全体（12.0%）よりも高く、市内15地区の中で4番目に高い割合です。
〔住民基本台帳に基づく人口（令和2年10月1日現在）〕
- 2 開発により整備された住宅地があり、良好な住環境を形成していますが、高齢化が進んでいます。
- 3 主要な幹線道路に接続している道路を多くの車両が通行し、朝夕の通勤、通学時間帯は交通混雑が発生しています。
- 4 都市計画道路厚木環状2号線の整備が予定されています。
- 5 地区にはゴルフ場が隣接しており、災害時の広域避難場所として指定されています。

地区の皆さんが感じている課題

●通勤、通学時間帯における児童・生徒を含めた歩行者の安全確保●高齢者が活動できる場の確保、介護予防や生活支援の充実●外国籍市民が地域社会の一員として共生していくためのコミュニケーション支援や仕組みづくり●路線バスの輸送力や定時性、速達性などの機能強化●幹線道路に接続している道路の混雑緩和

主な施策の方向

- 1 交通事故を防止するため、地区の安心・安全な暮らしの維持に取り組みます。
【施策の方向】交通安全対策の強化
- 2 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、日常生活を支援する体制の充実を図ります。
【施策の方向】高齢者福祉サービスの充実
- 3 外国籍市民が地域社会の一員として共に暮らすことができるよう、地域住民と交流できる場の創出や、快適な生活を送るために必要な活動へのサポートに取り組みます。
【施策の方向】多文化共生の推進
- 4 路線バスの輸送力等を強化し、住民の快適な移動環境の向上に取り組みます。
【施策の方向】移動しやすい公共交通環境の整備